

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【事業年度】	第48期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社 みちのく銀行
【英訳名】	THE MICHINOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 藤澤 貴之
【本店の所在の場所】	青森県青森市勝田一丁目3番1号
【電話番号】	(017) 774局1111番（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 古村 晃一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号 株式会社 みちのく銀行 東京事務所
【電話番号】	(03) 3661局8011番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 塚本 郁子
【縦覧に供する場所】	株式会社 みちのく銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		(自2015年 4月1日 至2016年 3月31日)	(自2016年 4月1日 至2017年 3月31日)	(自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	50,639	47,929	44,856	42,111	37,646
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	7,104	5,521	4,063	1,523	3,209
親会社株主に帰属する 当期純利益 (は親会社株主に帰属す る当期純損失)	百万円	4,932	3,827	2,500	670	4,596
連結包括利益	百万円	1,026	2,943	1,803	2,819	7,031
連結純資産額	百万円	84,320	91,926	92,812	89,171	81,606
連結総資産額	百万円	2,061,147	2,139,427	2,123,795	2,115,746	2,169,533
1株当たり純資産額	円	443.26	4,075.48	4,120.58	3,896.49	3,459.62
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損 失)	円	32.77	239.84	130.48	25.79	273.36
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	17.10	132.40	78.82	21.25	-
自己資本比率	%	4.1	4.3	4.3	4.2	3.7
連結自己資本利益率	%	5.9	4.4	2.7	0.7	5.4
連結株価収益率	倍	5	7	13	62	-
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	63,627	55,214	11,911	4,327	81,582
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	165,139	12,008	57,307	125,797	57,070
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	16,922	4,245	1,698	8,499	1,175
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	168,937	129,998	173,720	286,708	261,030
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,331 [934]	1,334 [911]	1,351 [866]	1,377 [813]	1,369 [700]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 2017年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。

3. 2019年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	41,724	38,934	35,404	32,211	27,473
経常利益(は経常損失)	百万円	6,649	4,964	3,962	1,234	3,273
当期純利益(は当期純損失)	百万円	4,510	3,578	2,619	634	4,432
資本金	百万円	34,168	36,986	36,986	36,986	36,986
発行済株式総数	千株	普通株式 150,899 A種優先株式 40,000	普通株式 181,353 A種優先株式 40,000	普通株式 18,135 A種優先株式 4,000	普通株式 18,135 A種優先株式 4,000	普通株式 18,135 A種優先株式 4,000
純資産額	百万円	79,858	88,363	89,469	85,919	78,654
総資産額	百万円	2,051,771	2,134,314	2,118,788	2,112,634	2,166,390
預金残高	百万円	1,900,962	1,918,437	1,953,130	1,971,717	1,984,736
貸出金残高	百万円	1,403,529	1,484,341	1,526,974	1,537,721	1,679,936
有価証券残高	百万円	424,483	418,692	353,683	230,824	166,709
1株当たり純資産額	円	415.38	3,901.26	3,960.91	3,743.83	3,324.49
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 4.00 (2.00) A種優先株式 6.17 (3.085)	普通株式 4.00 (2.00) A種優先株式 5.67 (2.835)	普通株式 22.00 (2.00) A種優先株式 29.645 (2.695)	普通株式 40.00 (20.00) A種優先株式 54.30 (27.15)	普通株式 20.00 (-) A種優先株式 54.30 (27.15)
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	29.81	223.29	137.25	23.74	264.00
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	15.64	123.81	82.55	20.11	-
自己資本比率	%	3.9	4.1	4.2	4.1	3.6
自己資本利益率	%	5.7	4.3	2.9	0.7	5.4
株価収益率	倍	5	8	12	67	-
配当性向	%	13.4	17.9	29.1	168.5	-
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,291 [921]	1,296 [896]	1,311 [848]	1,331 [797]	1,303 [686]
株主総利回り (比較指標:配当込み TOPIX)	%	87.2 (89.1)	95.5 (102.2)	91.1 (118.5)	86.6 (112.5)	67.3 (101.8)
最高株価	円	220	230	1,949 (193)	1,869	1,757
最低株価	円	164	166	1,727 (180)	1,590	840

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第48期(2020年3月)中間配当についての取締役会決議は2019年11月14日に行いました。

3. 2017年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第45期(2017年3月)の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出してあります。また、配当性向については、第46期(2018年3月)の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出してあります。

4. 第46期(2018年3月)の普通株式の1株当たり配当額22.00円は、1株当たり中間配当額2.00円と1株当たり期末配当額20.00円の合計であります。2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、1株当たり中間配当額2.00円は株式併合前、1株当たり期末配当額20.00円は株式併合後の金額となります。

- 5．第46期（2018年3月）のA種優先株式の1株当たり配当額29.645円は、1株当たり中間配当額2.695円と1株当たり期末配当額26.950円の合計であります。2017年10月1日付でA種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、1株当たり中間配当額2.695円は株式併合前、1株当たり期末配当額26.950円は株式併合後の金額となります。
- 6．第48期（2020年3月）の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 7．自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 8．2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。株主総利回りについては、第43期（2015年3月）の期末に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。
- 9．最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 10．2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第46期（2018年3月）の株価については当該株式併合後の最高株価及び最低株価を記載し、（ ）内に当該株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2 【沿革】

1976年10月1日	株式会社青和銀行（資本金8億円）と株式会社弘前相互銀行（資本金20億円）が合併（合併比率1：1）し、株式会社みちのく銀行と商号変更
1978年9月18日	青森市に新本店落成
1986年4月1日	みちのく信用保証株式会社設立
1987年12月1日	東京証券取引所市場第二部に株式上場
1989年6月15日	担保附社債信託業務認可
1989年8月29日	第1回無担保転換社債100億円及びスイス・フラン建転換社債6千万スイス・フラン発行
1989年9月1日	東京証券取引所市場第一部に株式上場
1990年8月1日	みちのくエムシーカード株式会社設立
1990年8月1日	みちのくユーシーカード株式会社設立
1991年2月5日	株式会社みちのくオフィスサービス設立
1993年9月14日	海外現地法人「北日本財務（香港）有限公司」を設立
1996年4月26日	みちのくキャピタル株式会社設立
1996年6月18日	みち銀総合管理株式会社設立
1998年12月1日	証券投資信託の窓口販売業務開始
1999年2月15日	海外現地法人「株式会社みちのく銀行（モスクワ）」を設立
2001年4月2日	損害保険商品窓口販売の取扱開始
2002年10月1日	生命保険商品窓口販売の取扱開始
2003年7月21日	当行、肥後銀行（本店/熊本県）、山陰合同銀行（本店/島根県）の3行によるシステム共同化開始
2004年10月13日	上海駐在員事務所開設
2005年4月1日	みちのくユーシーカード株式会社がみちのくカード株式会社を吸収合併（新商号 みちのくカード株式会社）
2007年7月2日	証券仲介業務の取扱開始
2007年8月10日	優先出資証券発行のため特別目的会社Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedを設立
2008年1月21日	株式会社みちのく銀行（モスクワ）を株式会社みずほコーポレート銀行へ譲渡
2008年4月1日	がん保険・医療保険の取扱開始
2009年3月23日	北日本財務（香港）有限公司解散
2009年9月30日	金融機能強化法に基づく優先株200億円発行
2010年3月12日	みちのくキャピタル株式会社清算
2010年7月1日	株式会社みちのくサービスセンターを吸収合併
2010年12月2日	みち銀総合管理株式会社清算終了
2012年9月14日	株式会社みちのくオフィスサービス清算終了
2013年11月18日	共同利用型KeyMan稼働
2013年12月19日	新株予約権付社債（劣後特約付）70億円発行
2014年2月17日	Michinoku Preferred Capital Cayman Limited清算終了
2015年4月1日	みちのくりース株式会社を子会社化
2016年6月23日	監査等委員会設置会社へ移行
2017年1月24日	公募による新株式発行
2017年2月21日	みちのく地域活性化投資事業有限責任組合を設立
2018年6月18日	みちのく債権回収株式会社を設立

2020年3月末現在、本支店94（うち出張所2）、連結子会社4、非連結子会社1、海外駐在員事務所1

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社4社及び非連結子会社1社で構成され、預金業務、貸出金業務、為替業務、有価証券投資業務等の銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務、クレジットカード業務、債権回収業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(銀行業)

当行の本店のほか支店等においては、預金業務、貸出金業務、為替業務、有価証券投資業務等を行っております。

(リース業)

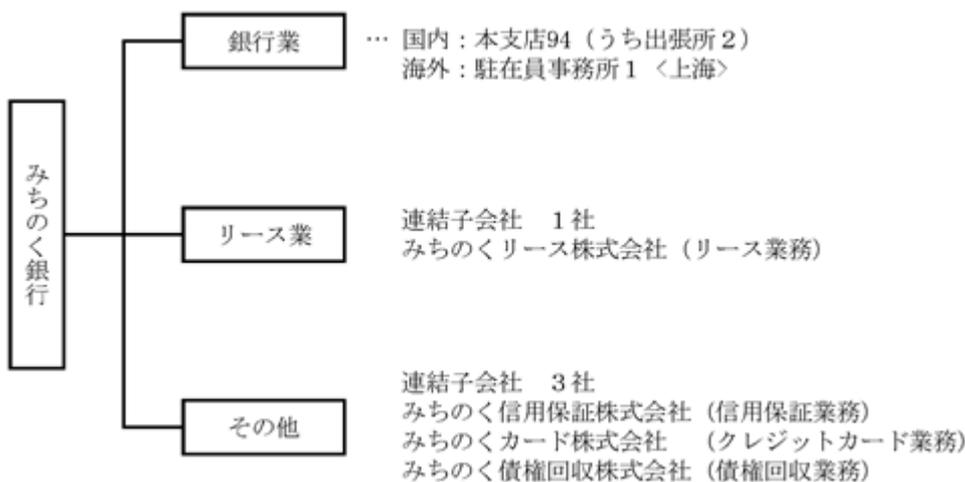
連結子会社であるみちのくリース株式会社においては、リース業務等を行っております。

(その他)

上記の他に、連結子会社であるみちのく信用保証株式会社においては信用保証業務を、みちのくカード株式会社においてはクレジットカード業務を、みちのく債権回収株式会社においては債権回収業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

企業集団の事業系統図



(注) 上記連結子会社4社のほか、持分法非適用の非連結子会社であります「みちのく地域活性化投資事業有限責任組合」があります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等(人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) みちのくリース 株式会社	青森県 青森市	90	リース業	80.00	3 (0)	-	リース取引関係 金銭貸借関係 預金取引関係	当行より建物 の一部を賃借	-
みちのく信用保証 株式会社	青森県 青森市	100	その他	100.00	5 (0)	-	当行住宅ローン等の保証 預金取引関係	-	-
みちのくカード 株式会社	青森県 青森市	30	その他	100.00	5 (0)	-	金銭貸借関係 預金取引関係	-	-
みちのく債権回収 株式会社	青森県 青森市	500	その他	100.00	3 (0)	-	預金取引関係	-	債権管理 回収業務

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 上記関係会社は、特定子会社に該当しません。

3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。

4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5. みちのくリース株式会社は、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の割合が連結経常収益の10%を超える連結子会社に該当しておりますが、当連結会計年度におけるリース業セグメントの経常収益に占める当該連結子会社の経常収益(セグメント間の内部経常収益または振替高を含む。)が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

6. 2019年4月1日付でみちのくカード株式会社の株式を追加取得し、当行が有する同社の議決権の所有割合は100%となりました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2020年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	1,303 〔686〕	35 〔4〕	31 〔10〕	1,369 〔700〕

(注) 1. 従業員数は、執行役員9人を含み、嘱託557人及び臨時従業員135人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,303 〔686〕	40.9	16.1	5,525

(注) 1. 従業員数は、執行役員9人を含み、嘱託548人及び臨時従業員129人を含んでおりません。

2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。

3. 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

5. 当行の従業員組合は、みちのく銀行労働組合と称し、組合員数は1,039人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当行は、「大衆(たいしゅう)と俱(とも)に永久(とわ)に栄(さか)えん」という創業の精神を礎に、地域の「家庭の銀行」を標榜する中で培ってきた企業姿勢を継承し、未来へ向かって取り組むべきことを以下の企業理念に掲げ、お客さまの満足度向上と地域経済への貢献に尽力してまいります。

<企業理念>
みちのく銀行は、地域の一員として
存在感のある金融サービス業を目指し、
お客さまと地域社会の幸福と発展のためにつくします。

上記の経営方針に基づき、現状認識および目指すべき姿は、以下のとおりと考えております。

金融機関を取り巻く環境は、金融緩和政策の長期化による低金利環境、人口減少や高齢化の急速な進展による地域経済の縮小や労働力人口の減少など、年々厳しさを増しています。加えて、2020年初頭に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的大流行(パンデミック)は、人や物の移動が大幅に制限されたことで、世界経済の活動が縮小しており、日本、そして地域経済に甚大な影響を及ぼしております。

このような環境下において、地域社会の課題をしっかりと受け止め、『地域の豊かさを引き出すベストパートナー』の実現に向け、地域と当行自身の持続可能性が高いビジネスモデルを確立することが私たちの目指すべき姿と考えております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当行は、目指すべき姿『地域の豊かさを引き出すベストパートナー』の実現に向け、第五次中期経営計画『Exciting Innovation』(期間:3年間、2018年4月~2021年3月)を展開しております。第五次中期経営計画では、3つのInnovation「コンサルティングクオリティの追求」「職員の幸福と活力向上の追求」「不断の改革推進による生産性向上の追求」を掲げておりますが、同計画の最終年度である2020年度においては、これまでの課題や外部環境等の変化を踏まえ、経営指標の達成に向けた各種施策を展開してまいります。

「不断の改革推進による生産性向上の追求」を通じて、従来型業務の効率化を図り、「コンサルティング」業務に対する人員の再配分を継続いたします。また、外部の専門機関等へ職員を積極的に派遣することなどを通じて、「コンサルティングクオリティ」を追求してまいります。さらに、職員が仕事へのやりがいを多く感じられる職場づくり、多様な人材を活かしていくことや、チャレンジを後押しする風土の醸成を通じて、「職員の幸福と活力向上」を追求してまいります。

(3) 目標とする経営指標

第五次中期経営計画『Exciting Innovation』における最終年度の経営指標の目標および達成度は次に掲げる表のとおりであります。

目標とする経営指標	定義	当該指標利用の理由	2020年3月期 実績	2021年3月期 (中計最終年度)
経常利益 (は損失)	財務諸表上の数値 (当行単体)	事業の収益性を追求 するため	32億円	50億円以上
当期純利益 (は損失)	財務諸表上の数値 (当行単体)	事業の収益性を追求 するため	44億円	40億円以上
非金利収益比率	役員取引等利益÷コア業 務粗利益(当行単体)	収益構造の転換を図 るため	9.6%	12%以上
HR	経費÷コア業務粗利益 (当行単体)	収益の効率性を追求 するため	91.7%	75%程度
ROE	自己資本利益率 (当行単体)	経営資源の効率性を 追求するため	5.4%	5%程度
自己資本比率	国内基準 (連結)	経営の健全性を追求 するため	7.62%	8%程度

なお、2020年度の業績予想については、2019年度の決算状況を踏まえ以下のとおりとしております。

	2020年度業績予想	2019年度対比	2019年度
経常利益(は損失)	11億円	43億円	32億円
当期純利益(は損失)	7億円	51億円	44億円

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当行が対処すべき事業上の課題は、「地域が抱える課題に対する解決策の創出」と捉えております。人口減少に起因する少子高齢化や経済規模の縮小という構造的な問題により、働き手不足や後継者不在、また、商取引における仕入先や販売先の減少などが顕在化しており、地域の方々や企業が改善・解決を求めている様々な事象に対して、金融機関として最適解を提示し地域経済の発展に向けた取り組みが一層求められています。

加えて、金融業界では、低金利環境の長期化に伴う収益低下や多様化する各種リスクに対する管理強化などの対処も必要となっているほか、足元では新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響を最小限に留めるべく、私たちの使命である金融仲介機能を十分発揮していくことが重要と考えております。

第五次中期経営計画（2018年4月～2021年3月）の最終年度である2020年度は、三つの主要戦略である「コンサルティングオリティの追求」、「職員の幸福と活力向上の追求」、「不断の改革推進による生産性向上の追求」の各種施策の総仕上げを行うとともに、2021年度からスタートする次期中期経営計画を展望し、これまで以上のスピードで業務改革を進め、お客さまに対するサービスの付加価値を一層高めていくことで、地域の活性化を実現してまいります。

また、財務上の課題は「収益力の強化」と捉えております。収益力の強化のため、法人営業の取組みとして、2020年度に青森・弘前・八戸・函館の主要4地区に地区本部を設置し、地域毎の特性に即した営業体制の強化や金融サービスの更なる拡充に努めてまいります。また、地区本部には、経営改善支援に関して経験豊富な職員を複数名配置した上で、専門性の高いコンサルティングを提供してまいります。

個人営業の取組みについては、お客さまのライフプランに沿った提案活動を強化してまいります。休日営業拠点など、地域の特色やお客さまのニーズに応じた柔軟な営業時間の店舗・拠点の拡充や、2020年度から開始するSBIマネープラザ株式会社との共同店舗の運営等を通じ、コンサルティング機能を一層充実させてまいります。

生産性向上については、従来型店舗数・人員ともに、2020年3月末時点で、それぞれ84拠点、2,027名と第五次中期経営計画の終期計画（80拠点、2,000名）を1年前倒して達成する目途がつき、経費に関しては既に計画より10億円程度少なく推移しております（終期計画219億円に対し2020年3月期実績は209億円）。今後についても、更なる生産性の向上に努め、店舗配置や人員配置の効率化を図るなかにおいても、法人・個人営業部門の人員配置は現状程度を維持するとともに、地区本部を軸とした拠点の集約等を通じて営業活動の効率化と提案力の強化を図ってまいります。

2020年3月期の業績については、安定的な収益確保に向けた有価証券ポートフォリオの再構築に伴う損失計上などにより、経常損益、当期純損益は損失となりましたが、引き続き安定的なポートフォリオの積み上げを図ってまいります。

以上のとおり、「地域活性化に向けた取組み」「安定的な収益確保に向けた有価証券運用」「生産性向上へ向けた更なる取組み」により業績回復に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

当行は、以下に掲げるリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努めております。以下に掲げるリスクのうち、(1)信用リスク、(2)市場リスクについては、当行の財政状態、経営成績等に特に重要な影響を与える主要なリスクと認識し、最大損失額（リスク量）が自己資本の範囲内に収まるよう資本配賦（リスク量に対する資本の割り当て）を用いた業務運営を行っております。

最大損失額（リスク量）については、統計的手法であるVaRを用いて、ある確率（信頼区間99%）のもと一定期間（信用リスク：1年、市場リスク：10日～6ヵ月）に被る可能性のある額を算出、管理しております。当連結会計年度末における信用リスク量は19,672百万円、市場リスク量は14,298百万円となっております。

(1) 信用リスク

当行の主要業務である貸出業務をはじめとする資金運用業務については、相手先の業況悪化等により元利金の回収が出来なくなる信用リスクが存在いたします。

以下に掲げる事項またはその他予期せざる要因が発生した場合は、当行の不良債権の増加、貸倒引当金の積み増し等を通じ与信費用が増加し、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

- ・景気動向（国内外、業種別）、当行の営業基盤の中心である青森県及び函館圏の地域経済の悪化
- ・融資先の経営状況の悪化
- ・不動産価格等の変動に伴う担保価値の減少

係るリスクに備え、特定の顧客、地域、業種等への与信集中状況のモニタリング等、信用リスクモニタリング強化に取り組んでいるほか、経営改善支援が必要なお客さまにつきましては、お客さまの経営改善に必要な対応を適時的確に行うことで、業況の悪化を未然に防止する体制を構築しております。また、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合、信用リスク増大が懸念されることから、取引先支援について組織的な対応を行っております。

(2) 市場リスク

当行では、貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っておりますが、これらについては、金利、価格、為替の変動にともなって損失が発生する市場リスクが存在いたします。金利の上昇、株価の下落、為替の変動、市場性信用リスクの上昇等が大規模に発生した場合、保有している有価証券に評価損、売却損、減損等が発生し、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。当行は、係るリスクに備え、市場環境や有価証券ポートフォリオの損益状況、損失限度枠等の各種リスク管理枠の状況等について経営陣を交え関連部での定期的な共有を行うことで、リスクに早期に対応できる体制を構築しております。

(3) 流動性リスク（資金繰りリスク、市場流動性リスク）

市場環境の変化や当行の信用状況が悪化した場合等には、必要な資金が確保できない、または、資金の確保にあたって通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる可能性があるほか、市場の混乱等により、市場において取引ができないことや通常より不利な価格での取引を余儀なくされることで損失を被る可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。当行は、係るリスクに備え、当行全体の資金繰り管理、円滑な資金繰り実行、市場環境のモニタリング等を常時実施しているほか、市場からの調達能力の把握を定期的に行っております。

(4) オペレーショナルリスク

事務リスク

当行は、事務リスクの回避に向けて事務管理体制の強化に取り組んでおりますが、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こした場合には、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。当行は、係るリスクに備え、事務ミスの検証、職員への研修、事務の効率化を継続的に行うことにより、事務リスクの抑制、事務レベル向上に取り組んでおります。

システムリスク

当行は、コンピュータシステムの安定稼働に最善を尽くし、障害発生防止に万全を期しておりますが、災害等によるものも含め、コンピュータシステムの停止または誤作動等によるシステム障害が発生した場合には、当行の業務遂行に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。当行は、係るリスクに備え、年度毎にシステムリスク評価を実施することで未然防止に努めております。なお、当行では、2020年5月に勘定系システムの更改を実施しておりますが、本リスクに関して、更改後の安定稼働に向けた取組を継続的に行っております。

法務リスク

当行は、各種法令や行内規程等の遵守に関する適切な管理を基本方針と定め、健全な経営及び業務運営に努めておりますが、銀行経営及び業務運営全般における法令遵守が軽視された場合には、各種法令・規則等に基づく処分等を受けることになるほか、当行に対する訴訟等が提起された場合には、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。当行は、係るリスクに備え、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、法令等遵守態勢及び顧客保護等管理態勢の向上に努めております。なお、策定に当たっては、業務推進に関する計画に内在するリスクを洗い出しの上、経営会議及び取締役会において議論を実施することで内容の充実に努めております。

情報漏洩リスク

当行は、顧客情報の管理について万全を期しておりますが、これらの情報が漏洩、紛失等した場合には、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。当行は、係るリスクに備え、過去の事案及びその再発防止策の検証を継続的に行うなど、個人情報管理体制の高度化を継続的に実施しております。

風評リスク

当行の信用が損なわれる風評が流布された場合には、評判が悪化することにより、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。当行は、係るリスクに備え、発生する可能性のある事象を特定しモニタリングを行っております。

防災・防犯リスク

地震などの災害、犯罪といった非常事態の発生、特に、大規模な災害や新型感染症が発生した場合、当行役職員や施設・設備に被害が発生し、通常の業務遂行が出来なくなる可能性があります。また、経済の停滞・悪化、市場環境の悪化が発生した場合、信用リスクおよび市場リスクが顕在化する可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

当行は、係るリスクに備え、各種訓練を通じた被害の未然防止や即時対応できる体制構築に取り組んでおります。また、BCP(業務継続計画)を策定し、計画的に訓練等を行っており、新型コロナウイルス感染症に対しても感染症に対するBCP(業務継続計画)に基づき対応を行っております。

人的リスク

当行の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為により、当行の業務遂行に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。当行は、係るリスクに備え、役員コンプライアンスセミナー等の全職員向けの研修、階層別研修を継続的に実施することで意識向上と未然防止に努めております。

(5) 自己資本比率に関するリスク

当行は、自己資本比率について「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められる国内基準の4%以上を維持することが求められています。

当行の自己資本比率が上記の基準を下回った場合、金融庁長官から早期是正措置の対象として業務の一部停止等の命令を受けるおそれがあります。

係るリスクに備え、当行は、地域経済の活性化に貢献するとともに業務の効率化を図ることで収益力の強化を図り、内部留保の蓄積に努めております。さらに、リスクカテゴリー毎に適切な資本配賦に努め、各種リスクの状況については定期的にモニタリングを行っております。

(6) その他のリスク

当行では、上記(1)～(5)に掲げたリスク以外に以下のリスクがあると認識しております。

以下のリスクについては、収益力の強化等によりリスクへ対処してまいります。

公的資金に伴うリスク

当行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき、公的資金による資本増強を行っており、これに伴い「経営強化計画」を金融庁に提出しております。

当行では、同計画の達成に向けて高い収益力と安定した経営基盤の確立、並びに地域経済及び中小事業者等の安定的発展に貢献するべく全力で取り組んでおりますが、公的資金を返済するまでの間(A種優先株式の取得請求期間の末日は2024年9月30日)に、その履行状況が不十分な場合には、当局より業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。

当行は経営強化計画の確実な達成に向けて、月次で経営強化計画を初めとした計画の進捗状況を管理しております。

繰延税金資産に係るリスク

当行は、将来における課税所得の見積り等により繰延税金資産を計上しておりますが、見積りの前提となる将来課税所得等の変動により、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合には、当行の繰延税金資産が減額され、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

当行格付の低下に係るリスク

外部格付機関により当行の格付けが引き下げられた場合、流動性リスクおよび風評リスク顕在化の可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務に関するリスク

市場リスクに掲げた事項等が発生した場合、年金資産の運用利回り低下及び退職給付費用及び債務の増加の可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ(当行及び連結子会社)の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

(経営環境)

わが国の経済は、米中摩擦が一時的に緩和されるなかで輸出が持ち直し、小売販売に底堅さも見られるなど、緩やかに景気の回復が続いておりましたが、2020年2月以降に本格化した新型コロナウイルス感染症拡大により、日を追うごとに景況感が悪化しております。人や物の移動が大幅に制限されることで企業や家計への更なる影響の拡大が予想され、2020年東京オリンピックの開催延期など、先行きは強い不透明感に覆われております。

当行の主要営業地域である青森県及び函館地区における地域経済は、消費増税の影響で弱さが残るなか、基調としては緩やかな持ち直しの動きが続いておりましたが、足もとでは新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、下押し圧力が強まっています。観光客急減に続き、部品の供給が滞っている製造業にも影響が及びつつあります。新型コロナウイルス感染症の動向次第では、今後更なる個人消費の減少や企業の業績悪化など地域経済の悪化が懸念されます。

このような環境のもと、当行は、目指すべき姿『地域の豊かさを引き出すベストパートナー』の実現に向け、第5次中期経営計画『Exciting Innovation』（期間：3年間、2018年4月～2021年3月）を展開しており、当連結会計年度はその2年目として、今まで以上に大きな改革に踏み込み、ふるさとの豊かな生活を守るとともに、豊かさを引き出していく存在を目指し、各種施策に取り組んでまいりました。

こうした取り組みの結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

（財政状態）

預金と譲渡性預金の合計の期末残高は、個人のお客さまの預金残高が増加したことなどにより、前連結会計年度末比138億円増加して2兆117億円となりました。

貸出金の期末残高は、住宅ローンや地公体等貸出の増加などにより、前連結会計年度末比1,426億円増加して1兆6,616億円となりました。

有価証券残高は、安定的な収益確保に向けたポートフォリオの再構築の過程にあり、前連結会計年度末比641億円減少して1,603億円となりました。

（経営成績）

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金などの資金運用収益が減少したことから、前連結会計年度比44億64百万円減少して376億46百万円となりました。経常費用は、生産性向上に向けた取り組みの効果により営業経費は減少しましたが、貸倒引当金繰入額の増加や有価証券ポートフォリオの再構築に伴う損失を計上したことなどにより、前連結会計年度比2億68百万円増加して408億56百万円となりました。この結果、経常損益は前連結会計年度比47億32百万円減少して32億9百万円の損失となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損益は前連結会計年度比52億67百万円減少して45億96百万円の損失となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

・銀行業

経常収益は前連結会計年度比47億38百万円減少し274億73百万円となり、セグメント損益は前連結会計年度比45億8百万円減少し32億73百万円の損失となりました。

・リース業

経常収益は前連結会計年度比1億66百万円増加し98億44百万円となり、セグメント利益は前連結会計年度比1億51百万円減少し2億36百万円となりました。

・その他

銀行業、リース業を除くその他の経常収益は前連結会計年度比53百万円増加し9億81百万円となり、セグメント利益は前連結会計年度比68百万円減少し1億46百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加などにより815億82百万円の支出となりました。（前連結会計年度比772億54百万円の減少）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還による収入が有価証券の取得による支出を上回ったことなどにより570億70百万円の収入となりました。（前連結会計年度比687億27百万円の減少）

財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済や配当金の支払いなどにより11億75百万円の支出となりました。（前連結会計年度比73億23百万円の増加）

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は前連結会計年度末比256億77百万円減少し、2,610億30百万円となりました。

生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(参考)

(国内・国際業務部門別収支)

当連結会計年度の資金運用収支は、20,106百万円、役務取引等収支は2,894百万円、その他業務収支は 2,599百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の資金運用収支は19,716百万円、役務取引等収支は3,077百万円、その他業務収支は 2,513百万円となりました。また、「国際業務部門」の資金運用収支は622百万円、役務取引等収支は 6百万円、その他業務収支は 85百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	21,998	698	211	22,485
	当連結会計年度	19,716	622	233	20,106
うち資金運用収益	前連結会計年度	22,651	699	277	23,073
	当連結会計年度	20,186	624	302	20,508
うち資金調達費用	前連結会計年度	652	1	65	587
	当連結会計年度	469	2	68	402
役務取引等収支	前連結会計年度	3,060	7	91	2,976
	当連結会計年度	3,077	6	189	2,894
うち役務取引等収益	前連結会計年度	6,447	13	98	6,361
	当連結会計年度	6,676	12	197	6,491
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,386	5	7	3,385
	当連結会計年度	3,599	6	8	3,596
その他業務収支	前連結会計年度	1,522	3	-	1,518
	当連結会計年度	2,513	85	-	2,599
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,549	3	-	1,553
	当連結会計年度	478	1	-	479
うちその他業務費用	前連結会計年度	3,072	-	-	3,072
	当連結会計年度	2,991	87	-	3,078

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3. 資金調達費用は金銭の信託見合費用(前連結会計年度5百万円、当連結会計年度1百万円)を控除して表示しております。

4. 相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(国内・国際業務部門別資金運用 / 調達 の状況)

当連結会計年度の資金運用勘定におきましては、平均残高は2,117,083百万円、資金運用利息は20,508百万円、資金運用利回りは0.96%となりました。うち、「国内業務部門」の平均残高は2,087,583百万円、資金運用利息は20,186百万円、資金運用利回りは0.96%となりました。また、「国際業務部門」の平均残高は62,931百万円、資金運用利息は624百万円、資金運用利回りは0.99%となりました。

当連結会計年度の資金調達勘定におきましては、平均残高は2,093,724百万円、資金調達利息は402百万円、資金調達利回りは0.01%となりました。このうち、「国内業務部門」の平均残高は2,058,730百万円、資金調達利息は469百万円、資金調達利回りは0.02%となりました。また、「国際業務部門」の平均残高は63,009百万円、資金調達利息は2百万円、資金調達利回りは0.00%となりました。

イ．国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	2,140,645	22,651	1.05
	当連結会計年度	2,087,583	20,186	0.96
うち貸出金	前連結会計年度	1,528,931	19,797	1.29
	当連結会計年度	1,615,550	19,029	1.17
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	-	-
	当連結会計年度	0	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	295,925	2,725	0.92
	当連結会計年度	121,244	1,033	0.85
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	81,604	0	0.00
	当連結会計年度	83,890	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	179,105	122	0.06
	当連結会計年度	202,492	122	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	2,105,786	652	0.03
	当連結会計年度	2,058,730	469	0.02
うち預金	前連結会計年度	1,967,097	563	0.02
	当連結会計年度	1,988,560	383	0.01
うち譲渡性預金	前連結会計年度	55,998	10	0.01
	当連結会計年度	52,572	9	0.01
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	572	0	0.00
	当連結会計年度	273	0	0.00
うち借入金	前連結会計年度	20,233	68	0.34
	当連結会計年度	32,679	73	0.22

(注) 1．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2．資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度3百万円、当連結会計年度1百万円）を控除して表示しております。

3．国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

ロ．国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	50,849	699	1.37
	当連結会計年度	62,931	624	0.99
うち貸出金	前連結会計年度	2,487	54	2.18
	当連結会計年度	1,959	45	2.30
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	47,132	644	1.36
	当連結会計年度	59,577	579	0.97
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
資金調達勘定	前連結会計年度	50,943	1	0.00
	当連結会計年度	63,009	2	0.00
うち預金	前連結会計年度	1,481	2	0.17
	当連結会計年度	1,318	2	0.15
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	6	0	2.61
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

（注）１．国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

２．資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度 1 百万円、当連結会計年度 - 百万円）を控除して表示しております。

八．合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（％）
		小計	相殺消去額 （ ）	合計	小計	相殺消去額 （ ）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,191,494	32,413	2,159,080	23,350	277	23,073	1.06
	当連結会計年度	2,150,515	33,431	2,117,083	20,811	302	20,508	0.96
うち貸出金	前連結会計年度	1,531,419	18,500	1,512,918	19,851	61	19,789	1.30
	当連結会計年度	1,617,509	19,598	1,597,910	19,075	65	19,009	1.18
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	-	0	-	-	-	0.00
	当連結会計年度	0	-	0	-	-	-	0.00
うち有価証券	前連結会計年度	343,057	6,232	336,825	3,369	214	3,154	0.93
	当連結会計年度	180,821	6,405	174,416	1,613	236	1,376	0.78
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	81,604	-	81,604	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	83,890	-	83,890	0	-	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	179,105	7,681	171,424	122	0	122	0.07
	当連結会計年度	202,492	7,427	195,065	122	0	121	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	2,156,729	26,932	2,129,797	653	65	587	0.02
	当連結会計年度	2,121,740	28,015	2,093,724	471	68	402	0.01
うち預金	前連結会計年度	1,968,578	4,301	1,964,277	566	0	565	0.02
	当連結会計年度	1,989,879	4,328	1,985,550	385	0	385	0.01
うち譲渡性預金	前連結会計年度	55,998	4,000	51,998	10	0	10	0.01
	当連結会計年度	52,572	4,000	48,572	9	0	9	0.01
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	578	-	578	0	-	0	0.02
	当連結会計年度	273	-	273	0	-	0	0.00
うち借入金	前連結会計年度	20,233	18,500	1,733	68	61	7	0.42
	当連結会計年度	32,679	19,598	13,080	73	65	7	0.05

（注）１．平均残高の相殺消去額は、連結親子会社間の債権・債務の相殺消去額及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借によるものであります。なお、有価証券については、投資と資本の相殺消去額も含めて記載しております。

２．資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度５百万円、当連結会計年度１百万円）を控除して表示しております。

３．利息の相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(国内・国際業務部門別役務取引の状況)

当連結会計年度の役務取引等収益は6,491百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等収益は6,676百万円、「国際業務部門」の役務取引等収益は12百万円となりました。

当連結会計年度の役務取引等費用は3,596百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等費用は3,599百万円、「国際業務部門」の役務取引等費用は6百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	6,447	13	98	6,361
	当連結会計年度	6,676	12	197	6,491
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,690	-	-	1,690
	当連結会計年度	1,752	-	-	1,752
うち為替業務	前連結会計年度	1,626	12	0	1,638
	当連結会計年度	1,633	12	0	1,644
うち証券関連業務	前連結会計年度	78	-	-	78
	当連結会計年度	46	-	-	46
うち代理業務	前連結会計年度	771	-	-	771
	当連結会計年度	783	-	-	783
うち保護預り・貸金 庫業務	前連結会計年度	48	-	-	48
	当連結会計年度	44	-	-	44
うち保証業務	前連結会計年度	446	-	6	439
	当連結会計年度	418	-	8	410
役務取引等費用	前連結会計年度	3,386	5	7	3,385
	当連結会計年度	3,599	6	8	3,596
うち為替業務	前連結会計年度	322	5	-	328
	当連結会計年度	307	5	-	313

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3. 相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(国内・国際業務部門別預金残高の状況)

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,970,299	1,417	4,549	1,967,168
	当連結会計年度	1,983,459	1,276	4,165	1,980,570
うち流動性預金	前連結会計年度	1,170,492	-	1,749	1,168,743
	当連結会計年度	1,217,326	-	1,865	1,215,460
うち定期性預金	前連結会計年度	789,202	-	2,800	786,402
	当連結会計年度	746,093	-	2,300	743,793
うちその他	前連結会計年度	10,604	1,417	-	12,022
	当連結会計年度	20,040	1,276	-	21,316
譲渡性預金	前連結会計年度	34,683	-	4,000	30,683
	当連結会計年度	35,169	-	4,000	31,169
総合計	前連結会計年度	2,004,983	1,417	8,549	1,997,852
	当連結会計年度	2,018,628	1,276	8,165	2,011,739

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3. 相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

4. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

5. 定期性預金 = 定期預金

(国内・国際業務部門別貸出金残高の状況)

イ. 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,517,103	100.00	1,659,148	100.00
製造業	62,626	4.12	56,309	3.39
農業、林業	9,877	0.65	9,520	0.57
漁業	269	0.01	298	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	3,082	0.20	3,112	0.18
建設業	53,144	3.50	51,643	3.11
電気・ガス・熱供給・水道業	55,399	3.65	58,580	3.53
情報通信業	5,390	0.35	5,684	0.34
運輸業、郵便業	35,576	2.34	32,018	1.92
卸売業、小売業	111,977	7.38	110,230	6.64
金融業、保険業	41,644	2.74	26,954	1.62
不動産業、物品賃貸業	187,518	12.36	176,696	10.64
学術研究・専門・技術サービス業	6,821	0.44	7,490	0.45
宿泊業	5,462	0.36	6,054	0.36
飲食業	6,833	0.45	6,125	0.36
生活関連サービス業・娯楽業	10,718	0.70	9,691	0.58
教育・学習支援業	7,322	0.48	7,144	0.43
医療・福祉	97,654	6.43	96,574	5.82
その他のサービス	23,873	1.57	23,674	1.42
国・地方公共団体	234,784	15.47	368,377	22.20
その他	557,125	36.72	602,965	36.34
国際業務部門	1,953	100.00	2,550	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	1,953	100.00	2,550	100.00
合計	1,519,057	-	1,661,698	-

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

ロ. 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(国内・国際業務部門別有価証券の状況)
有価証券残高 (未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 ()	合計
		金額 (百万円)			
国債	前連結会計年度	110,869	-	-	110,869
	当連結会計年度	-	-	-	-
地方債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	24,457	-	-	24,457
社債	前連結会計年度	27,614	-	-	27,614
	当連結会計年度	43,727	-	-	43,727
株式	前連結会計年度	17,763	-	6,402	11,360
	当連結会計年度	16,533	-	6,406	10,127
その他の証券	前連結会計年度	31,011	43,579	-	74,591
	当連結会計年度	25,699	56,296	-	81,995
合計	前連結会計年度	187,259	43,579	6,402	224,436
	当連結会計年度	110,417	56,296	6,406	160,308

(注) 1 . 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 . 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3 . 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

4 . 連結親子会社間の資本取引については、全て相殺消去しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

	2020年3月31日
1. 連結自己資本比率（2 / 3）	7.62%
2. 連結における自己資本の額	87,147百万円
3. リスク・アセットの額	1,142,729百万円
4. 連結総所要自己資本額	45,709百万円

単体自己資本比率（国内基準）

	2020年3月31日
1. 自己資本比率（2 / 3）	7.41%
2. 単体における自己資本の額	84,508百万円
3. リスク・アセットの額	1,140,103百万円
4. 単体総所要自己資本額	45,604百万円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2019年3月31日	2020年3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	62	88
危険債権	153	122
要管理債権	8	11
正常債権	15,455	16,896

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

財政状態の分析

(預金(譲渡性預金を含む)、貸出金)

預金に譲渡性預金を含めた総預金残高は、個人のお客さまの預金残高が増加したことなどにより、前連結会計年度末比138億円増加して2兆117億円となりました。

貸出金残高は、住宅ローンや地公体等貸出の増加などにより、前連結会計年度末比1,426億円増加して1兆6,616億円となりました。なお、リスク管理債権残高は、不良債権発生抑制や事業再生に向けたコンサルティング活動の継続により、前連結会計年度末比1億円減少して225億円となりました。

これは、「Innovation 1 コンサルティングクオリティの追求」において取り組んだ「創業から事業再生まで一貫した支援体制の構築」、「ライフプランの実現に向けたコンサルティングの実践」、「地域のポテンシャルを引き出すソリューションの提供」に取り組んだ結果であります。

(有価証券)

有価証券残高は、安定的な収益確保に向けたポートフォリオの再構築の過程にあり、前連結会計年度末比641億円減少して1,603億円となりました。

(純資産の部)

利益剰余金及びその他有価証券評価差額金が減少したことから、前連結会計年度末比75億円減少して816億円となりました。

〔主要勘定の状況〕

	前連結会計年度 (億円)(A)	当連結会計年度 (億円)(B)	増減(億円) (B)-(A)
資産の部合計	21,157	21,695	537
うち 貸出金	15,190	16,616	1,426
うち 有価証券	2,244	1,603	641
負債の部合計	20,265	20,879	613
うち 総預金	19,978	20,117	138
純資産の部合計	891	816	75

〔リスク管理債権〕

	前連結会計年度 (億円)(A)	当連結会計年度 (億円)(B)	増減(億円) (B)-(A)
破綻先債権額	12	49	36
延滞債権額	206	164	41
3ヶ月以上延滞債権額	-	0	0
貸出条件緩和債権額	7	11	3
合計	227	225	1

(参考) 貸倒引当金	134	144	9
------------	-----	-----	---

〔その他有価証券評価差額〕

	前連結会計年度 (億円)(A)	当連結会計年度 (億円)(B)	増減(億円) (B)-(A)
その他有価証券	21	45	24
株式	10	2	8
債券	0	1	0
その他	31	46	15

経営成績の分析

(連結粗利益)

連結粗利益は、金融緩和政策の長期化による低金利環境の影響や安定的な収益確保に向けたポートフォリオの再構築の影響等により、貸出金利息、有価証券利息配当金等の資金利益が減少したことや有価証券ポートフォリオの再構築に伴う損失計上などにより、その他業務利益が減少したこと等から、前連結会計年度比35億38百万円減少して203億99百万円となりました。

(営業経費)

営業経費は、「Innovation 3 不断の改革推進による生産性向上の追求」に基づいた取組み等の効果により、前連結会計年度比10億8百万円減少して217億73百万円となりました。

(貸倒償却引当等費用)

貸倒償却引当等費用は、大口債権の取立不能の発生などにより個別貸倒引当金繰入額が増加したこと等から、前連結会計年度比11億57百万円増加して24億24百万円となりました。

(経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益)

上記に加え、株式等関係損益が前連結会計年度比12億34百万円減少し、その他損益が前連結会計年度比1億88百万円増加した結果、経常損益は前連結会計年度比47億32百万円減少して32億9百万円の損失となりました。特別損益は、生産性向上に向けた店舗統廃合等による固定資産の減損損失の増加により、前連結会計年度比7億34百万円減少して8億94百万円の損失となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純損益は前連結会計年度比52億67百万円減少して45億96百万円の損失となりました。

	前連結会計年度(A) (百万円)	当連結会計年度(B) (百万円)	増減(B)-(A) (百万円)
連結粗利益	23,937	20,399	3,538
資金利益	22,480	20,104	2,375
役務取引等利益	2,976	2,894	82
その他業務利益	1,518	2,599	1,080
営業経費	22,782	21,773	1,008
貸倒償却引当等費用	1,266	2,424	1,157
うち貸出金償却	5	4	1
うち個別貸倒引当金繰入額	1,266	1,409	142
うち一般貸倒引当金繰入額	64	745	809
うち債権売却損	6	259	253
うち偶発損失引当金繰入額	73	31	42
うち償却債権取立益	21	26	4
株式等関係損益	1,228	5	1,234
その他	405	594	188
経常利益(は経常損失)	1,523	3,209	4,732
特別損益	160	894	734
税金等調整前当期純利益 (は税金等調整前当期純損失)	1,362	4,104	5,466
法人税、住民税及び事業税	355	173	182
法人税等調整額	292	293	1
法人税等合計	648	467	181
当期純利益(は当期純損失)	713	4,571	5,285
非支配株主に帰属する当期純利益	43	25	18
親会社株主に帰属する当期純利益 (は親会社株主に帰属する当期純損失)	670	4,596	5,267

(注) 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

(セグメントごとの業績)

・銀行業

経常収益は、貸出金利息及び有価証券関係収益の減少などから、前連結会計年度比47億38百万円減少して274億73百万円となりました。また、セグメント損益は、営業経費は減少しましたが、貸倒引当金繰入額の増加や有価証券ポートフォリオの再構築に伴う損失計上などから、前連結会計年度比45億8百万円減少して32億73百万円の損失となりました。

・リース業

経常収益は、リースに係る収益の増加により、前連結会計年度比1億66百万円増加して98億44百万円となりました。また、セグメント利益は、貸倒引当金繰入額の増加などにより、前連結会計年度比1億51百万円減少して2億36百万円となりました。

・その他

経常収益は、債権回収業務に係る収益の増加により、前連結会計年度比53百万円増加して9億81百万円となりました。また、セグメント利益は、貸倒引当金繰入額の増加などにより、前連結会計年度比68百万円減少して1億46百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(キャッシュフローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加などにより815億82百万円の支出となりました。前連結会計年度との比較では、貸出金の増加による支出の増加を主因として772億54百万円減少しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還による収入が有価証券の取得による支出を上回ったことなどにより570億70百万円の収入となりました。前連結会計年度との比較では、有価証券の売却や償還による収入の減少額が有価証券の取得による支出の減少額を上回ったことなどから687億27百万円減少しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済や配当金の支払いなどにより11億75百万円の支出となりました。前連結会計年度との比較では、前連結会計年度に行った劣後特約付新株予約権付社債の償還の反動減を主因として73億23百万円増加しました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は前連結会計年度末比256億77百万円減少し、2,610億30百万円となりました。

	前連結会計年度(A) 金額(百万円)	当連結会計年度(B) 金額(百万円)	増減(B-A) 金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,327	81,582	77,254
投資活動によるキャッシュ・フロー	125,797	57,070	68,727
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,499	1,175	7,323
現金及び現金同等物の期末残高	286,708	261,030	25,677

(資本の財源及び資金の流動性)

当行グループの中核事業は銀行業であり、地域のお客さまへの融資を中心とした貸出金や有価証券の運用については、資金調達の主な源泉をお客さまからの預金とすることを基本としております。また、日本銀行からの借入金など、預金以外の資金調達は当行グループ全体の資金繰りの状況等を勘案し必要に応じて行っております。

資金繰りや資金の流動性の状況については、定期的に経営陣へ報告を行うことで資金繰りの安定に努めております。

なお、設備投資や株主還元等は自己資金で対応しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定
連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち重要なものは、以下のとおりであります。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

貸倒引当金の見積り及び繰延税金資産の回収可能額の前提となる将来課税所得の見積りに当たって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、当行の主要営業地域においては短期的に収束することを前提としております。また、感染拡大に伴う経済活動の低迷が信用リスクに及ぼす影響については、政府のセーフティーネット、貸出債権の業種ポートフォリオ、地域特性等を勘案した結果、当連結会計年度においては限定的であると評価しております。

なお、上記における仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が短期的に収束せず、それによる経済活動の低迷が長期化した場合には、翌連結会計年度以降、信用リスクが拡大し、その結果、貸倒引当金が増加し、繰延税金資産の回収可能額が減少する可能性があります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行グループでは、多様化する顧客ニーズに応えるべく、サービス機能の向上や事務の合理化・効率化を目的としたシステム投資、営業店の統廃合による店舗の建替等を行いました。セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業においては、営業所の取得、建替、システム投資等を行った結果、当連結会計年度の設備投資の総額は1,096百万円となりました。リース業及びその他の業務においては、当連結会計年度中の重要な設備投資はありません。

なお、営業上重要な影響を及ぼすような設備の売却、滅失はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2020年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地	建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)	
						面積 (㎡)						帳簿価額 (百万円)
当行	-	本店 他76か店	青森県	銀行業	店舗	96,924.32 (24,093.11)	5,259	3,964	774	70	10,069	1,044
	-	函館営業部 他7か店	北海道	銀行業	店舗	13,068.69 (2,244.36)	539	845	101	4	1,490	129
	-	盛岡支店 他3か店	岩手県	銀行業	店舗	2,856.92 (766.00)	60	101	30	0	192	42
	-	大館支店 他2か店	秋田県	銀行業	店舗	2,432.57 (69.00)	40	10	2	-	52	24
	-	仙台支店	宮城県	銀行業	店舗	46.00 (46.00)	-	0	0	-	0	12
	-	東京支店	東京都	銀行業	店舗	- (-)	-	12	6	-	19	10
	-	上海事務所	海外	銀行業	事務所	- (-)	-	0	5	-	5	1
	-	事務 センター等	青森県 他	銀行業	事務所	8,515.77 (-)	735	351	120	-	1,207	41
	-	研修会館	青森県	銀行業	研修会館	4,567.26 (-)	177	336	21	-	535	-
	-	社宅・ 保養所等	青森県 他	銀行業	社宅・ 倉庫他	82,386.73 (1.50)	143	41	2	-	187	-
-	-	計	-	-	210,798.26 (27,219.97)	6,957	5,664	1,066	75	13,763	1,303	

(注) 1. 土地の面積欄の () 内は借地の面積 (うち書き) であり、その年間賃借料は建物も含め333百万円であります。

2. 動産は、事務機械670百万円、その他396百万円であります。

3. 当行の店舗外現金自動設備177か所、海外駐在員事務所1か所は上記に含めて記載しております。

4. 連結子会社には主要な設備がないため記載しておりません。

5. 上記の他、リース契約 (賃貸借処理) による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
当行	-	本店ほか	青森県ほか	銀行業	自動車等	-	184

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

- (1) 新設、改修
該当事項はありません。

- (2) 売却
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
A種優先株式	30,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,135,395	18,135,395	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定の ない当行における標準 となる株式 単元株式数100株
A種優先株式(注)1	4,000,000	4,000,000	非上場	(注)2、3、4
計	22,135,395	22,135,395	-	-

(注)1．A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるA種優先株式の特質は以下のとおりであります。

(1) A種優先株式には、当行の普通株式を対価とする取得請求権が付されております。なお、普通株式の価格が変動すると、取得と引換えに交付する普通株式の価額が修正されます。これにより、当行株式の価格が下落した場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準、修正の頻度及び取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限は、以下のとおりであります。

修正の基準：東京証券取引所の終値（5連続取引日平均）

修正の頻度：毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月1回

取得価額の下限：958円（提出日現在）

(3) A種優先株式は、当行が2019年10月1日以降一定の条件を満たす場合に、当行の取締役会が別に定める日の到来をもって法令上可能な範囲で、金銭を対価として全部または一部を取得することができる旨の取得条件が付されております。

3．無議決権株式（単元株式数100株）であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。なお、A種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

4．A種優先株式の内容は下記のとおりであります。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

2010年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 初年度A種優先配当金 ÷ A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当年度決定日として算出する。）に0.95%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より2010年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）とする。

2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年度率

$$A種優先配当年度率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.95\%$$

なお、2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年度率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当年度率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年度率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年度率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先

中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

2017年4月1日から2024年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から(当日を含まない。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除く。)における終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)を「下限取得価額」という(ただし、下記による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八．()において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

() 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記()による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記()による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

() 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

- ()株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ．()取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。
- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．()の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ．()および()の場合には0円、上記イ．()ないし()の場合には価額（ただし、()の場合は修正価額）とする。
- ニ．上記イ．()ないし()および上記ハ．()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ．上記イ．()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ．上記イ．()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト．取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本においては、上記(6)に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年1月24日(注)1	30,440	221,339	2,816	36,984	2,816	21,984
2017年1月31日(注)2	14	221,353	1	36,986	1	21,986
2017年10月1日(注)3	199,218	22,135	-	36,986	-	21,986

(注)1. 2017年1月24日を払込期日とする一般募集による増資により、発行済株式総数が30,440千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,816,308千円増加しております(発行価格193円、資本組入額92.52円)。

2. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により発行済株式総数が14千株、資本金が1,500千円、資本準備金が1,500千円それぞれ増加しております。

3. 2017年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について、10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。普通株式の発行済株式総数は163,218千株減少し、18,135千株となり、A種優先株式の発行済株式総数は36,000千株減少し、4,000千株となっております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	48	23	860	66	20	22,117	23,134	-
所有株式数 (単元)	-	67,146	4,775	29,157	13,373	21	65,613	180,085	126,895
所有株式数の 割合(%)	-	37.28	2.65	16.19	7.42	0.01	36.43	100.00	-

(注) 自己株式140,626株は「個人その他」に1,406単元、「単元未満株式の状況」に26株含まれております。なお、当該自己株式には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行(信託E口)が所有する当行株式384,200株は、含まれておりません。

A種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	40,000	-	-	-	-	-	40,000	-
所有株式数の 割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	4,000	18.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,232	5.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	902	4.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	645	2.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	593	2.69
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	400	1.82
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	384	1.74
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	6300 BEE CAVE ROAD,BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	309	1.40
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	308	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	256	1.16
計	-	9,034	41.07

(注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 大株主は、2020年3月31日現在の株主名簿に基づくものであります。

4. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の所有株式384千株は、株式給付信託(BBT)の信託財産として所有する当行株式であります。なお、当該株式は、連結財務諸表および個別財務諸表においては、自己株式として処理しております。

5. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 1,232千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 902千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 645千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 593千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) 256千株

6. 2019年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が2019年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	39	0.18
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	412	1.86
計	-	451	2.04

7. 2019年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社、アセットマネジメントOne株式会社が2019年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社みずほ銀行の所有株式を除き、当行として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	308	1.39
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	417	1.88
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	335	1.51
計	-	1,061	4.79

所有議決権数別

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,326	6.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,026	5.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,458	3.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,935	3.32
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	4,009	2.24
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	3,842	2.15
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	6300 BEE CAVE ROAD, BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	3,090	1.72
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,086	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,568	1.43
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,304	1.28
計	-	52,644	29.46

(注) 1. 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日に損害保険ジャパン株式会社に商号変更していません。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 4,000,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 140,600	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,867,900	178,679	同上(注)2
単元未満株式	普通株式 126,895	-	(注)3
発行済株式総数	22,135,395	-	-
総株主の議決権	-	178,679	-

- (注)1. A種優先株式の内容については、「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
2. 「完全議決権株式(その他)」には、「株式給付信託(BBT)」制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当行株式が384千株(議決権3,842個)含まれております。なお、当該議決権の数3,842個は、議決権不行使となっております。
3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式26株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目3番1号	140,600	-	140,600	0.63
計	-	140,600	-	140,600	0.63

- (注) 株式給付信託(BBT)の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当行株式384千株は、上記自己株式に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当行は、当行の社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除きます。)および執行役員(以下、あわせて「取締役等」といいます。)の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託(以下、「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当行株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

対象者に給付する予定の株式の総額

2016年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初対象期間に関して、社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除く。)分として448百万円、執行役員分として581百万円、合計1,029百万円を上限として、また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、対象期間ごとに、社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除く。)分として250百万円、執行役員分として350百万円、合計600百万円を上限として本信託に追加拠出することを決議しております。

なお、当行は本信託に対し2016年9月16日付で1,029百万円を拠出してあります。

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当行の社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	851	1,348,355
当期間における取得自己株式	98	104,750

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	140,626	-	140,724	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含めておりません。

3. 当事業年度及び当期間の保有自己株式数には、株式給付信託(BBT)の信託財産として資産管理サービス信託銀行(信託E口)が所有する当行株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、永続的に財務体質の強化を図りつつ安定的な配当を継続していくことで、株主の皆さまへの利益還元を努めていくことを配当の基本方針としております。

配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

なお、当行は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の普通株式の配当につきましては、業績を踏まえ、中間配当を実施せず、1株当たり期末配当20円とさせていただきます。A種優先株式につきましては、定款および発行要項の定めに従い、1株当たり54.30円(うち中間配当27.15円)といたしました。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

内部留保金につきましては、企業価値の持続的な向上及び収益力強化のために活用し、財務体質の一層の強化を図ってまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)
2019年11月14日 取締役会決議	A種優先株式	108	27.15
2020年6月24日 定時株主総会決議	普通株式	359	20.00
	A種優先株式	108	27.15

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

経営環境の変化に的確に対応し、常に信頼される企業統治体制を構築していくことは、経営上の最重要課題であると認識しております。

当行が永続的に成長・発展していくためには、経営環境の変化に対応しながら経営効率の向上や経営の健全性の確保等が重要であり、そのためには継続的にガバナンス体制を強化、整備していく必要があるものと考えております。

また、ガバナンス体制を強化、整備するとともに、その方針が当行内部において浸透し、実践されるよう内部統制の強化を図っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

(取締役会)

取締役会は、取締役9名(監査等委員である取締役は4名)、うち社外取締役は5名で構成されております。原則として毎月1回定例の「取締役会」を開催するほか、必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、法令や定款で定められた事項や取締役会規程等に定められた経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。なお、当行は、定款において、取締役全員の同意により書面決議により決議できること、また、重要な業務執行の意思決定の一部を取締役に委任することができることを定めております。さらに、取締役会は、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から重要事項の一部を経営会議に委任しております。

(監査等委員会)

取締役会で議決権を持つ監査等委員4名(常勤監査等委員2名、非常勤監査等委員2名)のうち社外監査等委員を3名とし、法令や定款、監査等委員会規程等に従い、取締役の職務の執行を監査・監督しております。

(経営会議)

取締役会から委任を受けた事項やその他経営全般に係る事項(会社法の定める取締役会専決事項を除き、経営会議規程等に定められた事項)について協議・決議する「経営会議」を設置しております。週2回定例で開催(2020年度からは運営方法の効率化を図り、週1回定例で開催)するほか、必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。構成員は、代表取締役および本部在籍の役付執行役員であります。なお、構成員以外の常勤取締役(監査等委員を含む)は、経営会議に出席し、意見を述べるができることとしております。

(指名・報酬検討会議)

議長をはじめ過半数が社外で構成される「指名・報酬検討会議」を設置し、取締役(監査等委員である取締役を除く)・執行役員の選解任および報酬について協議を行うことで、取締役等の指名・報酬に関する客観性および透明性を確保するよう努めております。

なお、構成員は、取締役会議長、頭取、独立社外取締役1名以上、監査等委員会委員長とし、外部有識者を委員に加えることができることとしております。

ロ．当該体制を採用する理由

当行は、取締役会における議決権を持つ監査等委員である取締役による取締役の職務執行に対する監査・監督機能の強化、重要な業務執行の決定の取締役への委任による業務執行の機動性の向上等、コーポレート・ガバナンス体制の強化、持続的な経営基盤の確立による更なる企業価値の向上を図るべく、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。また、議論活性化に向け取締役会は少人数体制とし、取締役会における社外取締役の過半数の選任、取締役会議長と代表取締役の分離(執行と監督の分離)、社外取締役の選任における知見のバランス確保等の取組みも行っております。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く)・執行役員候補者の指名ならびに取締役(監査等委員である取締役を除く)・執行役員の報酬を協議する機関として、議長をはじめ過半数を社外メンバーで構成する、任意の「指名・報酬検討会議」を設置し、決定プロセスの透明性を高めております。

当行は、公正で透明性・効率性の高い経営を確保し、各ステークホルダーと共に発展することができるものと考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

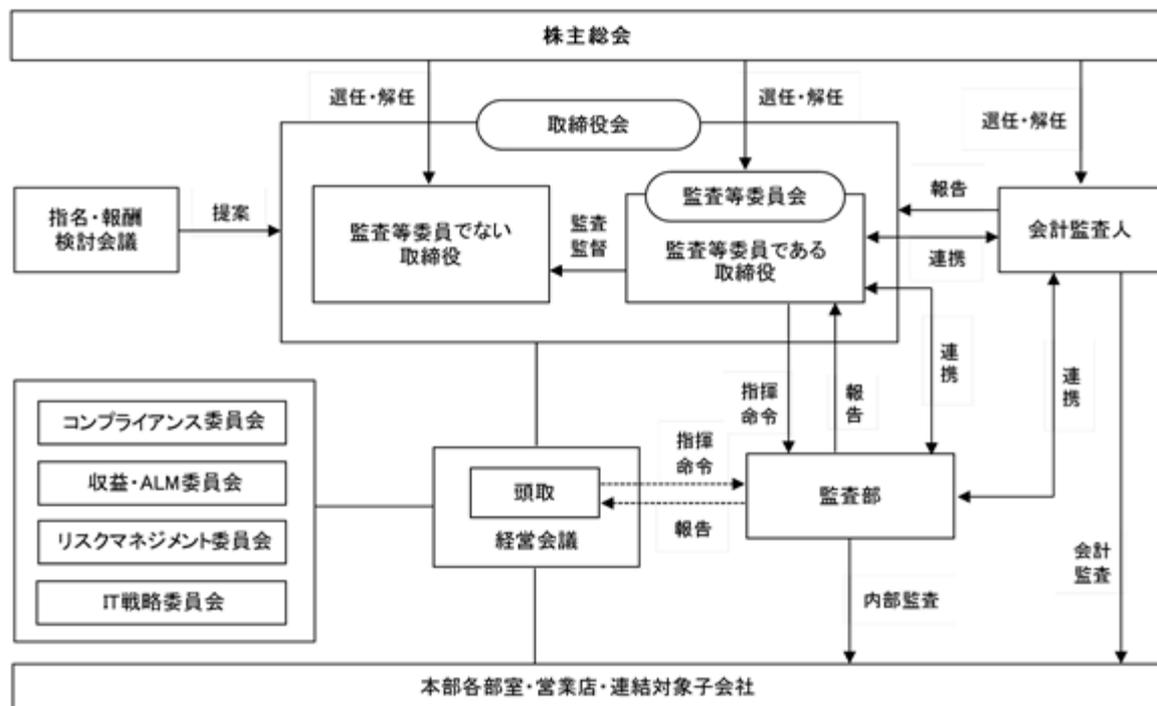
機関毎の構成員は次のとおりであります。(は議長・委員長、 は構成員、 は議決権のない参加者を表示しております。)

2020年6月24日以降の体制で記載しております。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	指名・報酬 検討会議
取締役会長	高田 邦洋				
代表取締役頭取	藤澤 貴之				
代表取締役専務執行役員	稲庭 勉				
取締役(社外)	鎌田 由美子				
取締役(社外)	樋口 一成				
取締役(監査等委員)	小田中和彦				
取締役(監査等委員)(社外)	鶴海 誠一				
取締役(監査等委員)(社外)	西谷 俊広				
取締役(監査等委員)(社外)	若槻 哲太郎				
専務執行役員	須藤 慎治				
常務執行役員	奥崎 栄一				
- (外部有識者)	多胡 秀人				

なお、当行のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。

(コーポレート・ガバナンス体制)



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当行は、取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

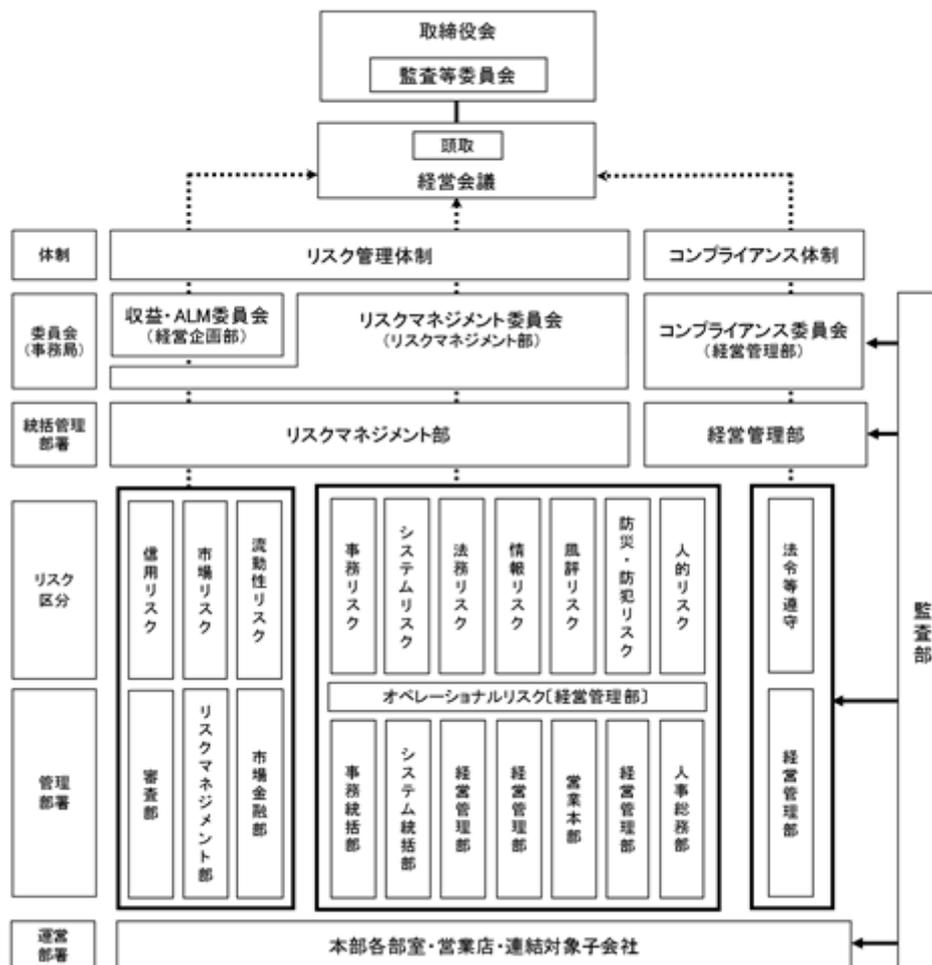
- A 当行の全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
- a 当行の取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、銀行の有する社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理を構築し、当行の全役職員はこれを遵守する。
 - b 当行の取締役会は、「みちのく銀行行動憲章」、「みちのく銀行コンプライアンス十戒」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を制定し、当行の全役職員のコンプライアンスマインドの維持・向上並びに適正な業務執行の確保を図る。
 - c 当行の取締役会は、コンプライアンスの適正を確保するため、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、当行の頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の充実に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
 - d 当行の経営管理部は、当行のコンプライアンスにかかわる業務全般を所管するものとし、各店舗のコンプライアンス責任者並びにコンプライアンス管理者を通じて、コンプライアンス態勢の確立や全役職員への教育等を行うとともに、その状況について当行の取締役会へ報告する。
 - e 「内部通報制度」の活用により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。
 - f 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として対決する。
- B 当行の取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
- a 当行の取締役の職務の執行にかかる情報・文書は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」等の規程に基づき適切に保存・管理する。
 - b 当行の取締役会、監査等委員会、経営会議、その他各種委員会の各議事録は、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「経営会議規程」及びその他各種委員会規程に基づき作成し、適切に保存・管理する。
- C 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a 当行の取締役会は、経営上の各種リスクの正確な把握と適正なコントロールを図るため、「リスク管理規程」を制定し、当行の全役職員へ周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図る。
 - b 当行の取締役会は、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「統合的リスク管理方針」に基づき「統合的リスク管理プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、頭取を委員長とする「収益・ALM委員会」及び、リスクマネジメント担当役員を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
 - c 当行のリスクマネジメント部は、当行の各担当部が所管する各種リスクを統括して管理し、常時モニタリングを行うとともにその結果について取締役会へ報告する。
- D 当行の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 当行の取締役会は、中長期の経営計画として、原則3ヵ年の事業年度を対象とした「中期経営計画」を策定するほか、単年度毎の「経営計画」を策定し、当行の全役職員に周知徹底する。
 - b 当行の取締役は、「取締役会規程」に基づき、自己の職務の執行の状況を取締役会へ報告する。
 - c 当行は、「業務分掌規程」及び「業務決裁規程」等を制定し、各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。
- E 当行グループ（当行及び子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）における財務報告の信頼性及び業務の適正を確保するための体制
- a 当行グループは、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全行レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。
 - b 子会社の経営管理を強化するため、当行の経営企画部が子会社を統括し、各子会社に置く当行の業務所管部とともに毎月定例会議を開催するなどの連携を図る。また、「子会社管理規程」を制定し、経営上の重要事項について当行への事前承認又は報告を義務付ける。
 - c 子会社の損失危険等を管理するため「子会社管理規程」を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図る。
 - d 半期毎に当行及び子会社の経営陣による「子会社経営会議」を開催し、当行グループとしての経営方針等を協議し、子会社はかかる協議の結果を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会並びに各取締役及び各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。
 - e 子会社にも「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を具備させ、そのコンプライアンスマインドの維持・向上及び適正な業務執行の確保を図るように適切に対処する。また、当行の監査部は定期的に子会社の内部監査を行う。

- F 当行の監査体制に関する事項
- a 当行は、内部監査を職務とする監査部を置く。監査部は監査等委員会の直属とし、監査等委員会と監査部は当行の監査機能を一体として担う。
 - b 当行は、監査等委員会の職務を補助するために、監査部に専属の補助使用人を配置するほか、監査部長（役員が兼務する場合を含む）を補助使用人兼務とする。専属の補助使用人の配置及び監査部長の選任にあたっては、キャリア等を十分に考慮し、適任者を配置・選任する。
 - c 専属補助使用人及び監査部長の人事に関する事項については、監査等委員会との意見交換を実施の上、監査等委員会の同意を得て決定するものとする。
 - d 専属補助使用人に対する業務遂行上の指揮命令権は、監査等委員会に専属するものとし、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮命令を受けないものとする。
 - e 監査部の監査結果等については、監査部が第一次的に監査等委員会へ、その後頭取へ報告した後、監査等委員会が取締役会へ報告する。また、監査部に対しては、監査等委員会・取締役会のほか、頭取も必要に応じて指揮命令ができることとし、これらの指揮命令が齟齬を来す場合は、監査等委員会・取締役会、頭取の順に優先されるものとする。
- G 当行グループの全役職員が当行の監査等委員会に報告するための体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制
- a 当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、当行グループの内部統制システムの構築・整備状況について監査等委員会に報告を行う。また、当行は、監査等委員に当行の経営会議等の主要会議に出席する機会を確保するほか、監査等委員がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。
 - b 当行の役職員は、「業務決裁手続」に基づき、主要な業務決定事項について当行の監査等委員会に報告するものとする。
 - c 当行グループの役職員は、「内部通報制度規程」に基づき、当行の内部通報窓口（監査等委員を含む）に対して法令違反の事実、及び違反の疑いがあると考えられる事実等を通報することができ、その内容は、監査等委員が出席し意見を述べることのできるコンプライアンス委員会に報告されるものとする。
 - d 当行は、「内部通報制度規程」において、通報した者が正当な通報をしたことによつていかなる不利益も受けないことを規定するとともに、その旨を当行グループにおいて周知徹底する。
- H 当行の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下、本項において同じ。）について生ずる費用等に係る方針に関する事項
- 当行は、監査等委員がその職務の執行上必要と認める費用について、監査等委員会が定める「監査等委員会監査等基準」に基づき、予め計上した予算を確保する。また、監査等委員の職務の執行において緊急又は臨時に支出した費用の請求があった場合も、当行においてその費用を負担する。
- I その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換し、監査の実効性確保に努める。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

金融機関の直面するリスクはますます複雑化してきております。このような環境下において、各種リスクの的確な把握と適正なコントロールが重要な経営課題であるとの認識の下、リスク管理の統括部署として「リスクマネジメント部」を設置し、「リスク管理規程」等の規程を整備するなどして、全役職員への周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図っております。コンプライアンスリスクに関しては、「経営管理部」を設置し、「コンプライアンス規程」等の規程を整備するなどして、全役職員への周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理体制の向上を図っております。また、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「統合的リスク管理方針」に基づき「統合的リスク管理プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理しているほか、リスク特性に応じて、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、「収益」「リスク」「資本」のバランスを図るためのリスクマネジメントについて協議する場として「収益・ALM委員会」を設置し、さらにオペレーショナルリスクについては、組織横断的に協議・検討を行う場として「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行っております。

(法令等遵守・リスク管理体制)



ハ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況につきましては、「イ E」に記載しております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査等委員である取締役との間で、同法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

ホ．取締役の定数

当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨、定款に定めております。

ヘ．取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票に依らない旨、定款に定めております。

ト．株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項とその理由

・市場取引等による自己株式の取得

当行は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

・株主との合意による自己株式の取得

当行は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第459条第1項第1号に規定される株主との合意による自己の株式の取得については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に定めております。

・中間配当

当行は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款で定めております。

チ．種類株式の議決権及び内容

当行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく株式会社整理回収機構を第三者割当先とするA種優先株式200億円を発行しております。A種優先株式は、中小企業等への安定的かつ円滑な資金提供をこれまで以上に強力に推進し、地域経済の活性化に資することを目的としております。

A種優先株式は法令等の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。A種優先株式に関しては、下記の事項につき株主総会決議事項を取締役会にて決議できる旨、定款に定めております。

- ・配当金支払に関する事項
- ・普通株式を対価とする取得請求権の取得請求期間に関する事項
- ・優先株主に対する残余財産の分配に関する事項
- ・金銭を対価とする取得に関する事項
- ・普通株式を対価とする取得に関する事項

A種優先株式の詳細な内容については、「第4 提出会社の状況 1．株式等の状況 (1) 株式等の総数等 発行済株式」に記載しております。

リ．株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	高田 邦洋	1957年5月 18日生	1981年4月 当行入行 1999年4月 小柳支店長 2002年6月 堅田支店長 2005年12月 経営企画部長 2006年3月 執行役員経営企画部長 2006年6月 取締役兼執行役員経営企画部長 2007年4月 取締役兼執行役員 2008年3月 取締役兼常務執行役員 2012年6月 代表取締役副頭取 2013年6月 代表取締役頭取 2018年6月 取締役会長(現職)	2020年6月 から1年	普通株式 2
代表取締役頭取	藤澤 貴之	1966年8月 26日生	1990年4月 当行入行 2006年10月 経営企画部副部長 2007年4月 経営企画部長 2010年4月 古川支店長 2012年4月 人事部長 2015年4月 執行役員営業本部長兼営業戦略部長 2016年6月 常務執行役員営業本部長兼営業戦略部長 2017年4月 専務執行役員営業本部長 2018年6月 代表取締役頭取(現職)	2020年6月 から1年	普通株式 2
代表取締役 専務執行役員	稲庭 勉	1961年4月 10日生	1985年4月 当行入行 2004年6月 問屋町支店長 2005年12月 審査管理部長 2006年3月 執行役員審査部長 2007年3月 執行役員本店営業部長 2010年4月 常務執行役員 2010年6月 取締役兼常務執行役員 2015年4月 取締役兼常務執行役員人事部長 2016年4月 取締役兼常務執行役員 2016年6月 常務執行役員 2017年6月 専務執行役員 2020年6月 代表取締役専務執行役員(現職)	2020年6月 から1年	普通株式 0
取締役 (社外) (非常勤)	鎌田 由美子	1966年2月 23日生	1989年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 2005年6月 株式会社JR東日本ステーションリテイリング 代表取締役社長 2008年11月 東日本旅客鉄道株式会社事業創造本部部長 (地域活性化・子育て支援事業) 2013年5月 同社研究開発センターフロンティアサービス 研究所副所長 2015年1月 同社退社 2015年2月 カルビー株式会社上級執行役員 2015年2月 株式会社ルミネ非常勤取締役(現職) 2015年3月 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外取締役 2015年6月 当行取締役(社外・非常勤)(現職) 2018年12月 株式会社ONE・GLOCAL代表取締役(現職) 2020年6月 太陽ホールディングス株式会社(社外・非常勤) (現職)	2020年6月 から1年	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (社外) (非常勤)	樋口 一成	1957年1月 3日生	1980年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2006年3月 株式会社みずほコーポレート銀行 (現株式会社みずほ銀行) 兜町証券営業部長 2008年4月 同行決済営業部長 2009年4月 同行執行役員業務監査部長 2010年4月 みずほ総合研究所株式会社顧問 2010年5月 同社常務執行役員 2011年5月 ユーシーカード株式会社顧問 2011年5月 同社代表取締役社長 2011年5月 株式会社キューピタス(現株式会社クレディセゾン) 取締役 2016年4月 ユーシーカード株式会社顧問 2016年6月 太陽日酸株式会社常勤監査役 2020年6月 株式会社クレハ取締役(現職) 2020年6月 当行取締役(社外・非常勤)(現職)	2020年6月 から1年	-
取締役 (監査等委員)	小田中 和彦	1959年2月 25日生	1981年4月 当行入行 2005年6月 国際部長 2007年7月 市場国際管理部長 2009年4月 東京支店長兼経営企画部東京事務所長 2012年4月 秘書室長 2013年4月 執行役員青森支店長 2015年4月 当行顧問 2015年6月 常勤監査役 2016年6月 取締役(監査等委員)(現職)	2020年6月 から2年	普通株式 5
取締役 (監査等委員) (社外)	鶴海 誠一	1962年3月 20日生	1984年4月 日本銀行入行 1997年5月 同行営業局調査役 1997年7月 同行人事局調査役 2001年3月 同行審査局調査役 2002年7月 同行審査局審査課長 2003年12月 同行政策委員会室政策広報課長 2004年7月 同行政策委員会室参事役 2007年5月 同行青森支店長 2010年6月 同行調査統計局参事役 2011年2月 同行政策委員会室審議役 2014年4月 同行総務人事局審議役 2016年5月 同行情報サービス局長 2018年6月 当行取締役(監査等委員)(社外)(現職)	2020年6月 から2年	普通株式 0
取締役 (監査等委員) (社外) (非常勤)	西谷 俊広	1968年10月 18日生	1997年10月 監査法人トーマツ入所 1999年6月 国際協力銀行入行 2001年11月 西谷俊広公認会計士事務所開業 2001年11月 有限会社西谷コンピュータ会計事務所入社 2002年4月 西谷俊広税理士事務所開業 2006年3月 有限会社西谷コンピュータ会計事務所取締役 2012年7月 同社代表取締役(現職) 2016年6月 当行取締役(監査等委員)(社外・非常勤)(現職)	2020年6月 から2年	-
取締役 (監査等委員) (社外) (非常勤)	若槻 哲太郎	1974年10月 22日生	2000年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 2000年4月 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) 入所 2004年4月 村田・若槻法律事務所設立 代表パートナー(現職) 2008年4月 法政大学法科大学院兼任講師 2010年4月 法政大学法科大学院兼任教授 2012年12月 株式会社ドゥ・ハウス社外監査役 2014年3月 株式会社TPC社外監査役(現職) 2014年6月 SBIライフリビング株式会社社外監査役 2015年3月 株式会社大塚商会社外監査役 2015年6月 SBIマネープラザ株式会社社外監査役 2019年6月 当行取締役(社外・非常勤) 2020年6月 当行取締役(監査等委員)(社外・非常勤)(現職)	2020年6月 から2年	-
計					普通株式 11

(注) 1. 取締役鎌田由美子、樋口一成、鶴海誠一、西谷俊広及び若槻哲太郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 当行は、業務執行と監督の分離による迅速な意思決定を目的として執行役員制度を導入しております。
2020年6月24日現在の取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりです。

役職名	氏名
専務執行役員	須藤 慎治
常務執行役員	奥崎 栄一
常務執行役員 (青森地区本部長)	浅利 健一
常務執行役員 (弘前地区本部長)	福士 勝彦
常務執行役員 (八戸地区本部長)	工藤 隆紀
執行役員 経営企画部長	古村 晃一
執行役員 営業本部長	大川 英幸
執行役員 審査部長	古里 卓也
執行役員 監査部長	高橋 耕
執行役員 函館営業部長(函館地区本部長)	早野 博之
執行役員 八戸営業部長	鈴木 恒義
執行役員	原田 学

(注) 執行役員 石橋雅人氏は2020年3月31日をもって退任しております。

社外役員の状況

当行は、社外取締役5名を選任しており、うち3名は監査等委員である取締役であります。社外取締役と当行との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他において特別の利害関係はありません。

なお、各社外取締役と当行との取引関係等は下記のとおりであります。

氏名	役職	提出会社との取引関係等
鎌田 由美子	社外取締役 (非常勤)	同氏と当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
樋口 一成	社外取締役 (非常勤)	同氏と当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
鶴海 誠一	社外取締役 (監査等委員)	同氏と当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、同氏は当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。これらのことから、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
西谷 俊広	社外取締役 (監査等委員) (非常勤)	同氏と当行の間には預金、貸出金の取引があります。また、同氏が代表を務める有限会社西谷コンピュータ会計事務所と当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
若槻 哲太郎	社外取締役 (非常勤)	同氏と当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

社外取締役については、大手銀行や会社経営に関する実務経験や首都圏経済界での企業経営経験等に基づき、取締役会に出席して独立の立場から当行の経営に関して必要な発言を適宜行ってまいります。

監査等委員である社外取締役については、中央銀行における金融実務経験、会計等の専門分野、および法務等の専門分野での実務経験等に基づき、取締役会に出席して業務執行状況をモニタリングするほか、内部監査部門の監査結果報告等に対して、必要な発言を適宜行ってまいります。

また、社外取締役鎌田由美子、樋口一成、鶴海誠一、西谷俊広、若槻哲太郎の5氏については、株式会社東京証券取引所へ独立役員として届出を行っております。

なお、当行は社外取締役の当行からの独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

[独立社外取締役の独立性判断基準]

独立役員は、金融商品取引所の定める独立性の要件を踏まえた上で、現在または最近において、原則、以下の独立性基準を満たす者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者ではないこと
- (2) 当行の主要な取引先、またはその業務執行者ではないこと
- (3) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
- (4) 当行の主要株主、またはその業務執行者ではないこと
- (5) 当行から一定額を超える寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者ではないこと
- (6) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者（二親等内の親族）ではないこと
 - A．前記(1)～(5)に該当する者
 - B．当行および子会社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人

(各種定義)

- ・「最近」...社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点より起算して1年以内
- ・「主要な取引先」...直近事業年度における年間連結総売上高（当行の場合は年間連結経常収益）の2%以上
- ・「多額の金銭その他の財産」...過去3年間の平均で年間1,000万円以上
- ・「主要株主」...議決権所有割合10%以上の株主
- ・「一定額を超える寄付」...過去3年間の平均で年間1,000万円または当該先の年間費用の30%のいずれか大きい額
- ・「重要でない者」...「重要な者」としては、会社の役員・部長クラスの者

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当行は、監査等委員会設置会社の形態をとり、取締役9名のうち社外取締役が過半の5名を占める体制とし、幅広い見地からの提言や牽制を強化・徹底しております。なお、社外取締役5名全員を独立役員として東京証券取引所に届出しております。さらに、取締役会の運営方法について、審議時間の創出、重要議案への時間の重点配分、社外取締役への事前情報提供の徹底などに取り組んでおります。

監査等委員会は取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、取締役及び執行役員の職務の執行を監視・監督しております。さらに、常勤監査等委員は経営会議、各種委員会等へ出席し必要に応じて意見を述べるなど、適切な監査のための権限行使を行っております。加えて、担当役員以上の決裁稟議書を常勤監査等委員へ回付することとし、執行役員の執行状況を日常的に監視・検証できる体制の整備に努めております。

当行は、内部監査を職務とする監査部を置き、監査部は監査等委員会の直属とし、監査等委員会と監査部は当行の監査機能を一体として担っております。

会計監査人に対しては、正確な経営情報を提供して公正な立場から監査が実施される環境を整備しているほか、監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合をもち、会計監査人から監査に関する報告を定期的かつ随時に受領し、積極的に意見及び情報の交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

イ．組織、人員、手続

監査等委員は4名体制（常勤監査等委員2名、非常勤監査等委員2名）としており、うち社外監査等委員を3名としております。

監査等委員には、当行や日本銀行、大手銀行などにおける豊富な金融実務経験、会計等の専門分野、および会社経営に関する実務経験を有する人材を選任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当行は執行と監督の役割の明確化、監査部の独立性の向上を図るべく、監査部を監査等委員会直属とし、監査等委員会と監査部は当行の監査機能を一体として担い、組織的監査を実施しております。

ロ．監査等委員会および監査等委員の活動状況

監査等委員会は、取締役会開催に先立ち開催される他、必要に応じて随時開催しております。当事業年度は合計15回開催され、1回あたりの所要時間は約3時間となっております。なお、個々の監査等委員の出席状況は下表のとおりであります。

氏名	役職名	開催回数	出席回数
馬 谷 成 人	取締役監査等委員（社外）	15回	15回
小田中 和 彦	取締役監査等委員（常勤）	15回	15回
鶴 海 誠 一	取締役監査等委員（常勤・社外）	15回	15回
西 谷 俊 広	取締役監査等委員（社外）	15回	14回

監査等委員会では、委員会としての決議・報告（監査の方針及び監査実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の選任及び報酬、取締役会付議案件に関する事項等）、監査部監査結果の報告や意見交換、執行役員ほか本部部長等との意見交換などを実施しております。

監査等委員は、当該年度の監査方針・監査計画に基づき、取締役会に加え経営会議等の重要な会議への出席や重要な決裁書類等の閲覧、代表権者や取締役会議長との定期的な意見交換、執行役員や本部部長等との情報交換、営業店や子会社への往査、会計監査人からの監査の計画や実施状況・結果についての報告等により情報収集等を行っております。また、監査部と協働し、本部業務及び営業店、子会社等に関する個別の監査実施計画や、営業店、子会社往査への帯同、監査評価会議や監査報告作成に参画し、取締役等の業務執行状況の監査を組織的に取り組んでおります。

常勤監査等委員は、非常勤監査等委員に対し日頃の監査活動を通じて得た課題等について情報提供しております。また、非常勤監査等委員は、経営会議等に重要度に応じて参加し重要課題の把握や意見を述べているほか、営業店視察を実施し監査意見等に反映させております。

内部監査の状況

監査部（2020年3月末現在16名）は、当行グループに係るガバナンス、リスクマネジメント、及びリスク・コントロールに関連するすべての経営諸活動を対象範囲として内部監査を実施しており、その内容については、内部監査結果として監査等委員会、頭取及び経営会議・取締役会へ報告しております。

監査部は、内部監査の客観性・公平性確保のため、被監査部門から如何なる影響、干渉も受けまいよ全ての被監査部門から独立し、被監査部署に対して十分な牽制機能が働く体制を確立するとともに、適切なスタッフを配置しております。

監査等委員会および監査部は、当行の監査機能を一体として担っており、会計監査人による助言等を受け連携を図りながら、監査機能の充実に努めております。

また、当行は、内部統制システム構築の基本方針を定め、内部統制に関する体制を確保しております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

14年

ハ．業務を執行した公認会計士

大村 真敏

窪寺 信

二．監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、会計士試験合格者等3名、その他9名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当行は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査等委員会が決定することとしております。

また、会計監査人を再任する場合においても監査等委員会においてその旨を決議することとしております。

当行の監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を設定して会計監査人の専門性及び独立性を評価し、当行の会計監査人としての適格性を勧案のうえ株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

監査等委員会は、EY新日本有限責任監査法人に対する監査結果を踏まえ、当行の経営環境等を踏まえた監査計画に基づいて十分な監査を適切に行っていると認められることから、当事業年度の会計監査人として再任することが相当と判断いたしました。

ヘ．監査等委員会による監査法人の評価

当行の監査等委員会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（公益社団法人日本監査役協会 平成29年10月13日）を評価の基準とし、監査法人に対して評価を行っております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	70	3	70	-
連結子会社	5	-	6	-
計	75	3	76	-

（注）前連結会計年度の当行における非監査業務の内容は、「基礎的内部格付手法（FIRB）導入に関する助言業務」であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（EYグループ）に対する報酬（イ．を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	5	-	2
連結子会社	-	-	-	-
計	-	5	-	2

（注）前連結会計年度及び当連結会計年度の当行における非監査業務の内容は、「CRS及びFATCA対応に係る支援業務」及び「税務相談業務」であります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度及び当連結会計年度とも該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容を勧案し、監査等委員会の同意のもと適切に決定しております。

ホ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人による監査方針、監査体制、監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、相当であるものと判断し、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行の役員報酬は、現金給与である役員報酬と業績連動型株式報酬（以下、両報酬を合わせて「役員報酬等」という。）により構成されております。

役員報酬等については、株主総会で決議された総額の範囲内において、「指名・報酬検討会議」の協議のうえ取締役会で決議される「役員報酬等規程」「役員株式給付規程」（以下、両規程を合わせて「規程」という。）に定めており、その内容は下記のとおりであります。

イ．業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

現金給与である役員報酬は、定額の業績連動報酬以外の報酬である取締役報酬及び職位報酬（以下、「基礎報酬」という。）と、基礎報酬の金額を100%として上下一定割合の増減率を乗じて算出される「業績連動報酬」で構成されております。その支給割合は、予め「指名・報酬検討会議」の協議のうえ取締役会で決議される規程に定められております。

「業績連動型株式報酬」は、業績連動率を乗じた後の現金給与である役員報酬に職位等により一定の割合を乗じて算定されることから、全額が業績連動報酬となっております。本報酬は取締役等の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、本報酬は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度であり、原則として、取締役等の退任時に給付されます。

ロ．取締役の役職ごとの報酬の額の決定方針

代表取締役の報酬の額は、「基礎報酬」、「業績連動報酬」並びに「業績連動型株式報酬」により構成されております。

監査等委員を除く取締役（社外取締役を除く。）の報酬の額は、「基礎報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成されております。

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬の額は、「基礎報酬」のみであります。

ハ．業績連動報酬に関する指標及び当該指標を選択した理由

「業績連動報酬」に関する指標は、前事業年度におけるコア業務純益及び当期純利益の実績金額を組み合わせた業績マトリックスであります。

なお、2019年5月開催の取締役会にて上記の業績マトリックスを改定し、2020年度支給分より、本業利益（貸出金利息 - 預金利息 + 役員利益 - 経費）と当期純利益の実績金額を組み合わせた業績マトリックスを「業績連動報酬」に関する指標とすることを決議しております。

当該指標は、「業績連動報酬」の対象となる取締役の業務執行の成果である銀行の本業及び全体の業績を表しているため選択しております。

ニ．2019年度における業績連動報酬に関する指標の目標及び実績

指標	目標	実績	目標比
本業利益	3億円	1億円	4億円
当期純利益	18億円	44億円	62億円

（注）2020年度支給分よりコア業務純益に替えて本業利益を指標とすることを決議していることから、本業利益及び当期純利益の目標及び実績を記載しております。

ホ．業績連動報酬の額の決定方法

「業績連動報酬」は、前事業年度におけるコア業務純益（2020年度支給分からは本業利益）及び当期純利益の実績金額を組み合わせた業績マトリックスをもとに、「指名・報酬検討会議」で協議のうえ取締役会で決定します。

「業績連動型株式報酬」は、業績連動率を乗じた後の現金給与である役員報酬に職位等により一定の割合を乗じて算定され、取締役会で決定します。

ヘ．役員の報酬等の額又はその算定方法に関する決定方針の決定権限を有する者の氏名又は名称及びその権限の内容及び裁量の範囲

役員報酬等の額は予め定められた規程等に基づき、「指名・報酬検討会議」で協議のうえ、取締役会が決定しております。

ト．役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する委員会等及びその委員会等における手続の概要及び活動内容

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する委員会等として、取締役会長、取締役頭取、社外取締役等（社外有識者を委員に加えることができる。）で構成される「指名・報酬検討会議」を設置しております。2019年度において「指名・報酬検討会議」を3回開催し、取締役選解任や役員報酬等に関する協議を実施しております。また、役員報酬等に関する議案を決議する取締役会を2回開催しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額			
			基礎報酬	業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	その他
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	3	89	62	-	26	-
監査等委員（社外取締役を除く）	1	19	19	-	-	-
社外役員	6	44	44	-	-	-

- （注）1．報酬等の総額が1億円以上である役員は存在しないため、役員ごとの報酬等の総額等を記載しておりません。
- 2．株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。
- （1）取締役の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、取締役（監査等委員である取締役を除く、8名以内分）は年額145百万円（うち社外取締役分は20百万円）、取締役（監査等委員）は年額60百万円（6名以内分）であります。
- （2）上記報酬限度額のほか、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く）（以下「対象取締役」という。）に対して、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することが2016年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、5事業年度分の対象取締役分の株式の取得資金として448百万円（5事業年度）を拠出しております。
- 3．員数には、2019年6月25日開催の第47期定時株主総会の終了をもって退任した取締役1名（監査等委員でない取締役1名）を含んでおります。
- 4．業績連動型株式報酬の額は当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額を記載しております。
- 5．役員の使用人としての報酬はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

投資株式の保有にあたっては、適切なリスクの範囲内で利益を得ることを目的とする純投資目的の投資株式と、純投資目的以外の目的で当行（グループ）と保有先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働でのビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当行（グループ）の中長期的な企業価値向上に資することを目的として保有する株式投資を分別して管理しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、当行（グループ）と保有先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働でのビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当行（グループ）の中長期的な企業価値向上に資する場合に保有しております。

取締役会は、保有の意義や、保有に伴うリスクとリターン、資本コストを踏まえた中長期的な経済合理性等を定期的に検証し、保有の可否を判断しております。

保有の適切性・合理性が認められない場合には、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ、売却に向けた対応を行い、縮減を図っております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	36	7,641
非上場株式	73	2,481

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	-
非上場株式	1	0	投資先企業との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働でのビジネス展開の円滑化及び強化を図るため。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	1	381
非上場株式	-	-

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ヒューリック株式会 社	3,131,100	3,131,100	同社との銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	3,437	3,400		
東日本旅客鉄道株式 会社	100,000	100,000	銀行取引のみならず、同社グループとの「JR地産品ショップ「のもの」への取引先商品の紹介や行員の研修派遣など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無
	817	1,068		
芙蓉総合リース株式 会社	110,300	110,300	当行子会社「みちのくリース」の業務運営に関する提携先である他、取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	604	604		
安田倉庫株式会社	300,000	300,000	同社との銀行取引の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	253	276		
電源開発株式会社	100,000	100,000	当行の営業地域である大間地区において原子力発電施設を計画中の事業会社であり、同社との銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無
	217	269		
MS & ADインシュ アランスグループ ホールディングス株式 会社	59,631	59,631	同社グループとの「保険商品の窓口販売」など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注2)
	180	200		
株式会社サンデー	133,100	133,100	当行の主要営業地域である八戸市に本社を置くホームセンターチェーンで、従業員取引も含めた総合的な銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	165	212		
株式会社第四北越 フィナンシャルグ ループ	59,719	59,719	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注3)
	141	186		
株式会社大垣共立銀 行	63,400	63,400	「地方からの贈り物」プロジェクト、上海での商談会共催など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	137	145		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社東邦銀行	491,000	491,000	「地方からの贈り物」プロジェクト、 「北海道・東北・北陸ビジネスマッチング(6次産業化商談会)」の協力など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	132	145		
株式会社アルバック	50,000	50,000	同社グループのアルバック東北㈱は当行の主要営業地域である八戸市の誘致企業で同社の東北における真空装置の生産拠点であり、同社グループとの銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	129	160		
株式会社ジャックス	69,351	69,351	当行の主要営業地域である函館市を発祥とする信販会社大手であり、銀行取引のみならず、ATMキャッシングサービスの提携など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	127	123		
東北化学薬品株式会社	46,000	46,000	当行の主要営業地域である弘前市に本社を置く化学工業薬品等の専門商社であり、従業員取引も含めた総合的な銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	121	133		
株式会社九州フィナンシャルグループ	294,000	294,000	同社グループの肥後銀行との基幹(勘定)系システム、サブシステム、営業店事務の共通化・事務革新に基づく営業店システムの更改など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無
	121	132		
株式会社富山銀行	50,200	50,200	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	93	163		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	750,300	750,300	同社グループとの経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注4)
	92	128		
株式会社千葉興業銀行	358,030	358,030	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	90	107		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
DCMホールディングス株式会社	90,000	90,000	同社グループのDCMサンワ㈱は当行の主要営業基盤である青森市に本社を置くホームセンターチェーンで、従業員取引も含めた総合的な取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注5)
	89	92		
株式会社清水銀行	46,300	46,300	上海での商談会共催など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	85	84		
株式会社四国銀行	99,400	99,400	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	84	103		
株式会社山形銀行	61,000	61,000	「北海道・東北・北陸ビジネスマッチング(6次産業化商談会)」の協力など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	81	120		
株式会社武蔵野銀行	48,300	48,300	「地方からの贈り物」プロジェクトなど同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	66	106		
株式会社アークス	33,740	33,740	同社グループの㈱ユニバースは当行の主要営業地域である八戸市に本社を置くスーパーマーケットチェーンであり、従業員取引も含めた総合的な銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注6)
	65	82		
株式会社山陰合同銀行	100,000	100,000	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	54	79		
フィデアホールディングス株式会社	527,000	527,000	ATM手数料無料化の提携、債権流動化に係る特別目的会社の共同設立、6次産業化ファンド「とうほくの未来応援ファンド」の組成など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注7)
	53	69		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社東北銀行	50,000	50,000	A T M手数料無料化の提携、債権流動化に係る特別目的会社の共同設立、6次産業化ファンド「とうほくのみらい応援ファンド」の組成など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載してありませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	43	52		
株式会社テーオーホールディングス	132,500	132,500	当行の主要営業地域である函館市に本社を置く道南地区におけるリーディングカンパニーであり、銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載してありませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	29	82		
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ	23,838	23,838	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載してありませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注8)
	27	37		
株式会社大和証券グループ本社	60,119	60,119	同社グループとの証券業務取引や投融資に係る情報提供など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載してありませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	25	32		
野村ホールディングス株式会社	50,261	50,261	同社グループとの証券業務取引や投融資に係る情報提供など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載してありませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	23	20		
カメイ株式会社	17,260	17,260	仙台市に本社を置く東北最大の商社であり、銀行取引関係の維持・強化に加え、商流等に関する情報交換などの協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載してありませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	17	20		
セコム株式会社	1,000	1,000	銀行取引のみならず、セキュリティ対策等に関する顧客紹介業務の提携、店舗・A T Mに関する各種契約など、同社との総合的な取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載してありませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	8	9		
中道リース株式会社	12,000	12,000	当行の営業地域である札幌市に本社を置くリース会社であり、銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載してありませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	5	5		
沖電気工業株式会社	5,000	5,000	A T Mを含めた取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載してありませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	5	6		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
東京海上ホールディングス株式会社	1,000	1,000	同社グループとの「保険商品の窓販」、「天候デリバティブの取引媒介」、「海外進出企業のビジネス支援の提携」など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注9)
	4	5		
SOMPOホールディングス株式会社	1,000	93,933	同社グループとの「保険商品の窓口販売」、「天候デリバティブの取引媒介」、「海外進出企業のビジネス支援の提携」など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2020年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注10)
	3	384		

(注) 1. ヒューリック株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、芙蓉総合リース株式会社、SOMPOホールディングス株式会社を除く銘柄については、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。全36銘柄(前事業年度は全36銘柄)について記載しております。

2. MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社は当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は当行株式を保有しております。
3. 株式会社第四北越フィナンシャルグループは当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社北越銀行は当行株式を保有しております。
4. 株式会社みずほフィナンシャルグループは当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社みずほ銀行は当行株式を保有しております。
5. DCMホールディングス株式会社は当行株式を保有しておりませんが、同社子会社であるDCMサンワ株式会社は当行株式を保有しております。
6. 株式会社アークスは当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社ユニバースは当行株式を保有しております。
7. フィデアホールディングス株式会社は当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行は当行株式を保有しております。
8. 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループは当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社きらぼし銀行は当行株式を保有しております。
9. 東京海上ホールディングス株式会社は当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である日新火災海上保険株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社は当行株式を保有しております。
10. SOMPOホールディングス株式会社は当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社(同社は2020年4月1日に損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております)は当行株式を保有しております。

(みなし保有株式)

前事業年度及び当事業年度とも該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

前事業年度及び当事業年度とも該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、下記のとおりであります。
 - (1) 当行は公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。会計基準等の内容を理解し適正な財務報告を行うため、外部研修への参加・行内研修を継続的に行っております。
 - (2) 行内の規程手続・内部統制を構築し、適正な財務報告を行う態勢を整備しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	296,079	270,006
買入金銭債権	2,738	2,688
金銭の信託	16,820	19,956
有価証券	1, 7, 12 224,436	1, 7, 12 160,308
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 1,519,057	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 1,661,698
外国為替	1,187	1,612
リース債権及びリース投資資産	16,536	16,618
その他資産	7 20,357	7 21,179
有形固定資産	10, 11 15,602	10, 11 14,203
建物	5,905	5,673
土地	9 7,100	9 6,751
建設仮勘定	162	9
その他の有形固定資産	2,433	1,768
無形固定資産	2,295	1,984
ソフトウェア	1,920	1,555
のれん	45	-
その他の無形固定資産	329	429
退職給付に係る資産	1,534	1,441
繰延税金資産	3,670	3,338
支払承諾見返	8,869	8,962
貸倒引当金	13,440	14,414
投資損失引当金	-	51
資産の部合計	2,115,746	2,169,533
負債の部		
預金	7 1,967,168	7 1,980,570
譲渡性預金	30,683	31,169
借入金	7 1,900	7 52,295
外国為替	6	5
その他負債	10,359	12,246
賞与引当金	981	719
退職給付に係る負債	4,962	522
役員株式給付引当金	412	401
睡眠預金払戻損失引当金	576	441
偶発損失引当金	210	181
利息返還損失引当金	7	6
再評価に係る繰延税金負債	9 435	9 405
支払承諾	8,869	8,962
負債の部合計	2,026,575	2,087,926

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
資本金	36,986	36,986
資本剰余金	31,589	31,589
利益剰余金	23,087	17,827
自己株式	1,290	1,225
株主資本合計	90,373	85,177
その他有価証券評価差額金	2,104	4,581
繰延ヘッジ損益	-	155
土地再評価差額金	9,135	9,222
退職給付に係る調整累計額	198	60
その他の包括利益累計額合計	1,770	4,143
非支配株主持分	568	571
純資産の部合計	89,171	81,606
負債及び純資産の部合計	2,115,746	2,169,533

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益	42,111	37,646
資金運用収益	23,073	20,508
貸出金利息	19,789	19,009
有価証券利息配当金	3,154	1,376
コールローン利息及び買入手形利息	0	0
預け金利息	122	121
その他の受入利息	6	0
役務取引等収益	6,361	6,491
その他業務収益	1,553	479
その他経常収益	11,123	10,166
償却債権取立益	21	26
その他の経常収益	11,101	10,140
経常費用	40,588	40,856
資金調達費用	592	404
預金利息	565	385
譲渡性預金利息	10	9
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
債券貸借取引支払利息	7	0
借入金利息	7	7
その他の支払利息	2	1
役務取引等費用	3,385	3,596
その他業務費用	3,072	3,078
営業経費	122,782	121,773
その他経常費用	10,755	12,002
貸倒引当金繰入額	1,202	2,155
その他の経常費用	29,553	29,847
経常利益又は経常損失()	1,523	3,209
特別利益	-	7
固定資産処分益	-	7
特別損失	160	901
固定資産処分損	139	95
減損損失	20	806
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,362	4,104
法人税、住民税及び事業税	355	173
法人税等調整額	292	293
法人税等合計	648	467
当期純利益又は当期純損失()	713	4,571
非支配株主に帰属する当期純利益	43	25
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	670	4,596

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	713	4,571
その他の包括利益	1 3,533	1 2,459
その他有価証券評価差額金	3,384	2,476
繰延ヘッジ損益	-	155
退職給付に係る調整額	148	138
包括利益	2,819	7,031
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,862	7,056
非支配株主に係る包括利益	43	25

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,986	31,589	23,368	1,426	90,517
当期変動額					
剰余金の配当			936		936
親会社株主に帰属する 当期純利益			670		670
自己株式の取得				4	4
自己株式の処分		0		140	140
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		0			0
土地再評価差額金の取崩			14		14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	280	136	143
当期末残高	36,986	31,589	23,087	1,290	90,373

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,279	121	347	1,748	546	92,812
当期変動額						
剰余金の配当						936
親会社株主に帰属する 当期純利益						670
自己株式の取得						4
自己株式の処分						140
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						0
土地再評価差額金の取崩		14		14		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,384		148	3,533	22	3,510
当期変動額合計	3,384	14	148	3,519	22	3,640
当期末残高	2,104	135	198	1,770	568	89,171

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,986	31,589	23,087	1,290	90,373
当期変動額					
剰余金の配当			577		577
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			4,596		4,596
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分				66	66
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		0			0
土地再評価差額金の取崩			86		86
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	5,260	65	5,195
当期末残高	36,986	31,589	17,827	1,225	85,177

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	2,104	-	135	198	1,770	568	89,171
当期変動額							
剰余金の配当							577
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）							4,596
自己株式の取得							1
自己株式の処分							66
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動							0
土地再評価差額金の取崩			86		86		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,476	155		138	2,459	3	2,456
当期変動額合計	2,476	155	86	138	2,372	3	7,565
当期末残高	4,581	155	222	60	4,143	571	81,606

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 ()	1,362	4,104
減価償却費	1,941	1,885
減損損失	20	806
のれん償却額	45	45
貸倒引当金の増減()	81	973
投資損失引当金の増減額(は減少)	-	51
賞与引当金の増減額(は減少)	54	261
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	255	94
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	41	4,452
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	96	11
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	77	135
偶発損失引当金の増減()	23	29
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	11	0
資金運用収益	23,073	20,508
資金調達費用	592	404
有価証券関係損益()	1,249	2,714
金銭の信託の運用損益(は運用益)	170	33
為替差損益(は益)	18	10
固定資産処分損益(は益)	139	87
貸出金の純増()減	8,270	142,640
預金の純増減()	17,720	13,401
譲渡性預金の純増減()	11,923	485
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	175	50,395
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	4,403	394
コールローン等の純増()減	68	50
外国為替(資産)の純増()減	296	424
外国為替(負債)の純増減()	5	1
リース債権及びリース投資資産の純増()減	978	588
資金運用による収入	21,623	20,529
資金調達による支出	744	465
その他	230	1,489
小計	4,717	81,781
法人税等の還付額	767	351
法人税等の支払額	378	152
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,327	81,582
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	407,760	135,014
有価証券の売却による収入	526,420	190,212
有価証券の償還による収入	5,680	6,184
金銭の信託の増加による支出	21	3,173
金銭の信託の減少による収入	3,002	4
有形固定資産の取得による支出	825	577
無形固定資産の取得による支出	831	597
有形固定資産の売却による収入	132	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	125,797	57,070

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	6,996	-
配当金の支払額	936	577
非支配株主への配当金の支払額	16	19
自己株式の取得による支出	4	1
自己株式の売却による収入	140	66
リース債務の返済による支出	682	641
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	5	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,499	1,175
現金及び現金同等物に係る換算差額	18	10
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	112,988	25,677
現金及び現金同等物の期首残高	173,720	286,708
現金及び現金同等物の期末残高	1 286,708	1 261,030

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

会社名

みちのくリース株式会社
みちのく信用保証株式会社
みちのくカード株式会社
みちのく債権回収株式会社

(2) 非連結子会社 1社

会社名

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

(2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 2年~50年

その他 : 2年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年～8年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2010年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、2011年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における2010年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は1,021百万円（前連結会計年度末は1,180百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への当行株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り必要と認められる額を計上しております。

(10) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し必要と認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り必要と認められる額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(14) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

その他有価証券のうち、保有する株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法として、信用取引等をヘッジ手段とする繰延ヘッジを適用しております。なお、ヘッジ有効性評価の方法については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを定期的に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかなものについては、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(16) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生した連結会計年度に一括して償却しております。

(17) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(18) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(19) 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する株式給付信託(BBT)に係る取引)

当行は、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

（１）取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

（２）信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度845百万円、417千株、当連結会計年度778百万円、384千株であります。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い）

当行は、繰延税金資産及び繰延税金負債の額に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行にかかる税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）の取扱いにより、2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）の成立日以後に終了する連結会計年度であり実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」に関する必要な改廃を企業会計基準委員会が行うまでの間である当連結会計年度の決算において、グループ通算制度への移行及びグループ通算制度の移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、企業会計適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）

貸倒引当金の見積り及び繰延税金資産の回収可能額の前提となる将来課税所得の見積りに当たって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、当行の主要営業地域においては短期的に収束することを前提としております。また、感染拡大に伴う経済活動の低迷が信用リスクに及ぼす影響については、政府のセーフティーネット、貸出債権の業種ポートフォリオ、地域特性等を勘案した結果、当連結会計年度においては限定的であると評価しております。

なお、上記における仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が短期的に収束せず、それによる経済活動の低迷が長期化した場合には、翌連結会計年度以降、信用リスクが拡大し、その結果、貸倒引当金が増加し、繰延税金資産の回収可能額が減少する可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
出資金	96百万円	89百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	1,294百万円	4,953百万円
延滞債権額	20,664百万円	16,480百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	-百万円	16百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	772百万円	1,100百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
合計額	22,731百万円	22,551百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	2,252百万円	1,561百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	30,237百万円	- 百万円
貸出金	- 百万円	94,983百万円
その他資産	31百万円	31百万円
計	30,268百万円	95,014百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,304百万円	8,746百万円
借入金	- 百万円	50,100百万円

上記のほか、為替決済及び信用取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有価証券	2,000百万円	999百万円
その他資産	7,000百万円	9,169百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
保証金	315百万円	694百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	350,981百万円	359,347百万円
うち原契約期間が1年以内のもの(又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの)	340,642百万円	351,167百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	2,203百万円	1,856百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
減価償却累計額	19,929百万円	19,405百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	2,472百万円	2,435百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	20,023百万円	21,877百万円

(連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与・手当	11,704百万円	10,949百万円
減価償却費	1,941百万円	1,852百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸出金償却	5百万円	4百万円
株式等償却	139百万円	179百万円

3. 減損損失

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額20百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
青森県内	営業用店舗	建物等	3
青森県外	営業用店舗	土地・建物等	17
合計			20

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額806百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額（百万円）
青森県内	営業用店舗	土地、建物及び動産等	242
	共用資産	動産等	75
	遊休資産	土地、建物及び動産等	77
青森県外	営業用店舗	土地、建物及び動産等	410
	共用資産	建物等	1
合計			806

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

（連結包括利益計算書関係）

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,830	5,438
組替調整額	942	2,961
税効果調整前	3,772	2,476
税効果額	388	0
その他有価証券評価差額金	3,384	2,476
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	-	223
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	223
税効果額	-	68
繰延ヘッジ損益	-	155
退職給付に係る調整額		
当期発生額	93	61
組替調整額	307	137
税効果調整前	214	199
税効果額	65	60
退職給付に係る調整額	148	138
その他の包括利益合計	3,533	2,459

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,135	-	-	18,135	
A種優先株式	4,000	-	-	4,000	
合計	22,135	-	-	22,135	
自己株式					
普通株式	623	2	69	556	(注) 1、2
A種優先株式	-	-	-	-	
合計	623	2	69	556	

(注) 1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する株式417千株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買受による増加 2千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

株式給付信託(BBT)からの給付による減少 69千株

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	359	20.00	2018年3月31日	2018年6月28日
	A種優先株式	107	26.95	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	359	20.00	2018年9月30日	2018年12月10日
	A種優先株式	108	27.15	2018年9月30日	2018年12月10日

(注) 1. 2018年6月27日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2018年3月31日基準日:486千株)に対する配当金9百万円が含まれております。

2. 2018年11月9日取締役会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2018年9月30日基準日:417千株)に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	359	その他 利益剰余金	20.00	2019年3月31日	2019年6月26日
	A種優先株式	108	その他 利益剰余金	27.15	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 2019年6月25日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2019年3月31日基準日:417千株)に対する配当金8百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,135	-	-	18,135	
A種優先株式	4,000	-	-	4,000	
合計	22,135	-	-	22,135	
自己株式					
普通株式	556	0	32	524	(注) 1、2
A種優先株式	-	-	-	-	
合計	556	0	32	524	

(注) 1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する株式384千株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買受による増加	0千株
普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。	
株式給付信託 (BBT) からの給付による減少	32千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	359	20.00	2019年3月31日	2019年6月26日
	A種優先株式	108	27.15	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月14日 取締役会	A種優先株式	108	27.15	2019年9月30日	2019年12月9日

(注) 2019年6月25日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託 (BBT) が保有する当行株式 (2019年3月31日基準日：417千株) に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	359	その他 利益剰余金	20.00	2020年3月31日	2020年6月25日
	A種優先株式	108	その他 利益剰余金	27.15	2020年3月31日	2020年6月25日

(注) 2020年6月24日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託 (BBT) が保有する当行株式 (2020年3月31日基準日：384千株) に対する配当金7百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預け金勘定	296,079百万円	270,006百万円
その他	9,371百万円	8,976百万円
現金及び現金同等物	286,708百万円	261,030百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

事業用動産であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース債権及びリース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
リース料債権部分	15,785	15,770
見積残存価額部分	2,012	2,100
受取利息相当額	1,261	1,252
合計	16,536	16,618

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	リース債権	リース投資資産	リース債権	リース投資資産
1年以内	745	4,064	741	4,158
1年超2年以内	628	3,288	643	3,372
2年超3年以内	530	2,510	417	2,620
3年超4年以内	300	1,780	246	1,869
4年超5年以内	124	1,054	117	804
5年超	106	650	82	696
合計	2,435	13,349	2,248	13,522

(注) 上記(1)及び(2)は転リース取引に係る金額を含めて記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	39	42
1年超	46	41
合計	85	84

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務、クレジットカード業務、債権管理回収業務などの金融サービスを提供しております。

当行では、預金業務及び貸出業務並びに有価証券投資業務等を営んでおり、市場環境の変動により時価の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。当行では、経営環境・経済環境の変化や期間ミスマッチ等から金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理(以下「ALM」という。)を行っております。

また、このようなALMの一環として、デリバティブ取引も行っております。

なお、当行の連結子会社においては、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っている子会社や銀行業務を行っている子会社はございません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として地公体・法人向けの一般貸出金及び個人ローンであります。貸出金は、金利の変動リスクに晒されているとともに顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っており、トレーディング、純投資、政策投資の目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、市場の混乱など一定の環境の下で取引が困難になり損失を被る流動性リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は主として国内の法人及び個人からの預金であります。預金は金利変動リスク(市場リスク)に晒されております。

社債及び借入金、コールマネーについては、金利・市場価格の変動リスク(市場リスク)に晒されているほか、当行の信用状況が悪化した場合、必要な資金が確保できない、または、資金の確保に当たって著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

有価証券等のリスクコントロール及び外貨資産・負債に係る為替の変動リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引・同オプション取引、株価指数先物取引・同オプション取引、株式先渡取引、信用取引、金利スワップのデリバティブ取引に取り組むこととしており、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、事前に経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たしていない取引については、金利・為替・市場価格の変動リスク(市場リスク)及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

「融資の基本理念(クレジット・ポリシー)」及び「信用リスク管理規程」に従い、年度毎に「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理プログラム」を策定し、信用リスク管理の高度化を図るとともに、「クレジットポートフォリオ管理方針」にて投融資限度額を定め、これを超過または超過することが見込まれる場合には、取引方針を策定し、取締役会へ報告するなど、厳格に運用しております。加えて、大口与信先の管理態勢としては、「信用リスク管理規程」、「融資権限規程」、「企業審査手続」に従い、貸出金額が一定以上の個社またはグループ先を抽出し、大口与信先の期中業況のチェックを含めた信用格付の見直しを行っているほか、年1回、個社またはグループ先別に今後の取引方針を策定し、取締役会へ報告する態勢を構築しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部により行われ、定期的に取り締り報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部が監査しております。

デリバティブ取引等のカウンターパーティーリスクに関しては、審査部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

() 市場リスクの管理(金利・為替・市場価格の変動リスク)

市場リスクを管理するにあたっては、「市場リスク管理規程」に則り、バリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)及び評価損益増減・実現損益等の指標を用いて管理しており、連結会計年度毎に「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理プログラム」を策定し、市場リスク管理の高度化に継続して取り組むなど、牽制機能を発揮できる管理体制を構築しております。具体的には、市場取引(デリバティブ取引を含む)に関する組織を、取引を執行する部署(フロントオフィス)及び勘定処理や取引の照合等を行う部署(バックオフィス)を市場金融部に、市場取引に関する組織から独立したモニタリング・リスク管理部署(ミドルオフィス)をリスクマネジメント部として相互牽制する体制としております。

リスクマネジメント部では、半期毎に設定するリスクリミット・損失限度枠等とこれらに対するアラームポイントに対し、日次でモニタリングを行っており、定期的なリスク量の状況について取締役会へ報告しております。

また、有価証券投資については、「市場ポートフォリオ基本規程」等に基づき、四半期毎に投資方針の策定を行っております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」であります。当行グループではこれらの金融資産及び金融負債についてVaRを算定するに当たって、分散・共分散法（保有期間：10日～6ヶ月、信頼区間：99%、観測期間：1年）を採用しており、リスク特性を十分に勘案し算定しております。

当連結会計年度末における当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で14,298百万円（前連結会計年度末は13,183百万円）となっております。

当行グループでは、モデルにより算定したVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、テスト結果に応じ、使用計測モデルを補強する仕組みを構築しております。ただし、VaRは過去の市場変動をベースに一定の発生確率のもと統計的に算出した市場リスク量を表しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを捕捉できない場合があります。

流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」及び「資金繰り管理規程」等に則り、当行全体の資金管理、円滑な資金繰り遂行、市場環境の監視等を行い、流動性リスクの顕在化の未然防止に努めております。

また、日次でモニタリングを行い、定期的に取り締役会へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	296,079	296,079	-
(2) 買入金銭債権（ 1 ）	2,737	2,737	-
(3) 金銭の信託	16,820	16,820	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,023	20,127	104
その他有価証券	200,895	200,895	-
(5) 貸出金	1,519,057		
貸倒引当金（ 1 ）	13,368		
	1,505,689	1,529,363	23,674
資産計	2,042,245	2,066,023	23,778
(1) 預金	1,967,168	1,967,193	25
(2) 譲渡性預金	30,683	30,683	-
(3) 借入金	1,900	1,904	4
(4) その他負債			
借入有価証券	-	-	-
負債計	1,999,752	1,999,782	29
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(155)	(155)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(155)	(155)	-

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	270,006	270,006	-
(2) 買入金銭債権（ 1 ）	2,684	2,684	-
(3) 金銭の信託	19,956	19,956	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	21,877	21,949	72
その他有価証券	134,587	134,587	-
(5) 貸出金	1,661,698		
貸倒引当金（ 1 ）	14,241		
	1,647,457	1,670,758	23,301
資産計	2,096,570	2,119,944	23,373
(1) 預金	1,980,570	1,980,577	6
(2) 譲渡性預金	31,169	31,169	-
(3) 借入金	52,295	52,294	0
(4) その他負債			
借入有価証券	1,145	1,145	-
負債計	2,065,180	2,065,187	6
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	7	7	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	7	7	-

- (1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

（表示方法の変更）

「借入金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より記載しております。

「その他負債」は、借入有価証券においてヘッジ会計を適用しているため、当連結会計年度より記載しております。

これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度についても記載しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。また、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金については、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に借入を行った際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、返済期限の定めのない当座借越等は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) その他負債

借入有価証券については、株式は取引所の価格によっております。借入有価証券は全額ヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計が適用されている取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	株式信用取引	其他有価証券 (上場株式)	1,369	-	1,145

(1) 契約額等は、当初売付け額の総額を記載しております。

(2) 契約額等から時価を減算した金額である差額は223百万円であります。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、通貨関連取引（為替予約）、債券関連取引（債券先物）であり、割引現在価値により算出した価額、取引所の価格によっております。

なお、ヘッジ会計の適用の有無ごとのデリバティブ取引の注記事項については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式 (1) (2)	2,503	2,481
小計	2,503	2,481
組合出資金 (2) (3)	1,014	1,360
投資損失引当金 (4)	-	51
小計	1,014	1,309
合計	3,517	3,791

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 前連結会計年度における非上場株式の減損処理額は8百万円であります。
当連結会計年度における非上場株式の減損処理額は8百万円、組合出資金の減損処理額は8百万円であります。
- (3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- (4) 組合出資金について投資損失引当金を控除しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	270,499	-	-	-	-
有価証券 (1)	7,911	134,428	37,888	3,368	11,126
満期保有目的の債券	1,263	6,868	11,592	300	-
うち社債	1,263	6,868	11,592	300	-
その他有価証券のうち満期があるもの	6,648	127,560	26,295	3,068	11,126
うち国債	-	110,000	-	-	-
うち地方債	-	-	-	-	-
うち社債	1,079	5,157	133	-	1,200
その他	5,569	12,403	26,162	3,068	9,926
貸出金 (2)	235,279	161,715	130,662	93,374	873,254
合計	513,690	296,144	168,550	96,742	884,381

- (1) 有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。
- (2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない121,389百万円、期間の定めのないもの6,829百万円は含めておりません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	245,120	-	-	-	-
有価証券（ 1 ）	17,504	16,381	35,221	4,587	64,653
満期保有目的の債券	2,277	8,488	10,933	179	-
うち社債	2,277	8,488	10,933	179	-
その他有価証券のうち満期があるもの	15,227	7,892	24,288	4,408	64,653
うち国債	-	-	-	-	-
うち地方債	-	-	-	-	24,207
うち社債	5,614	4,515	114	-	11,666
その他	9,613	3,377	24,174	4,408	28,779
貸出金（ 2 ）	366,117	127,985	110,279	94,809	938,357
合計	628,742	144,367	145,501	99,396	1,003,011

（ 1 ） 有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。

（ 2 ） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない120,912百万円、期間の定めのないもの6,545百万円は含めておりません。

（注4）社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金（ 1 ）	1,909,741	52,740	4,686	0	-
譲渡性預金	30,683	-	-	-	-
借入金（ 2 ）	400	325	175	-	-
合計	1,940,825	53,065	4,861	0	-

（ 1 ） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

（ 2 ） 借入金のうち、期間の定めのないもの1,000百万円は含めておりません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金（ 1 ）	1,935,476	41,119	3,974	0	-
譲渡性預金	31,169	-	-	-	-
借入金（注2）	6,345	240	44,210	-	-
合計	1,972,990	41,359	48,184	0	-

（ 1 ） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

（ 2 ） 借入金のうち、期間の定めのないもの1,500百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	- 百万円	- 百万円

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	14,210	14,331	121
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	5,813	5,795	17
合計		20,023	20,127	104

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	13,671	13,788	116
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	8,206	8,161	44
合計		21,877	21,949	72

3. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,933	5,421	1,511
	債券	7,427	7,404	23
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	7,427	7,404	23
	その他	22,312	21,869	443
	小計	36,673	34,695	1,978
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,924	2,347	423
	債券	111,032	111,113	81
	国債	110,869	110,950	81
	地方債	-	-	-
	社債	163	163	0
	その他	51,264	54,841	3,577
	小計	164,221	168,302	4,081
合計		200,895	202,997	2,102

当連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,038	5,168	870
	債券	11,951	11,923	28
	国債	-	-	-
	地方債	3,668	3,657	10
	社債	8,283	8,265	17
	その他	16,889	16,318	570
	小計	34,880	33,410	1,469
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,606	2,242	636
	債券	34,356	34,499	143
	国債	-	-	-
	地方債	20,789	20,861	72
	社債	13,566	13,638	71
	その他	63,745	69,015	5,269
	小計	99,707	105,757	6,049
合計		134,587	139,167	4,579

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	1,596	895	-
債券	447,794	551	558
国債	447,794	551	558
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	8,471	472	-
合計	457,862	1,919	558

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	381	202	-
債券	110,949	7	7
国債	110,949	7	7
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	7,456	-	116
合計	118,787	210	124

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、131百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、170百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	16,820	179

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	19,956	43

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2019年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	2,104
その他有価証券	2,104
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	2,104
() 非支配株主持分相当額	0
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	2,104

当連結会計年度 (2020年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	4,581
その他有価証券	4,581
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	4,581
() 非支配株主持分相当額	0
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	4,581

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)及び当連結会計年度(2020年3月31日)
該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	611	-	1	1
	買建	59	-	0	0
	合計	-	-	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	664	-	7	7
	買建	16	-	0	0
	合計	-	-	7	7

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)及び当連結会計年度(2020年3月31日)
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	41,231	-	153	153
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	153	153

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所における最終の価格によっております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)及び当連結会計年度(2020年3月31日)
該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2019年3月31日）及び当連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日）及び当連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日）及び当連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日）及び当連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日）及び当連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行が採用している退職給付制度は、次のとおりであります。

(イ) 確定拠出年金制度 (2013年4月1日以降の退職者に適用)

(ロ) 確定給付年金制度 (2013年3月31日以前の退職者に適用)

(ハ) 退職一時金制度

当行では当連結会計年度より退職一時金制度に対して退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。

(注) 連結子会社3社は、退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	11,664	11,140
勤務費用	270	277
利息費用	69	66
数理計算上の差異の発生額	44	29
退職給付の支払額	820	799
過去勤務費用の発生額	-	-
その他	-	-
退職給付債務の期末残高	11,140	10,715

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	8,236	7,712
期待運用収益	4	6
数理計算上の差異の発生額	48	31
事業主からの拠出額	-	-
退職給付信託の設定	-	4,500
退職給付の支払額	576	551
その他	-	-
年金資産の期末残高	7,712	11,635

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	積立型制度の退職給付債務	6,178	10,193	
年金資産	7,712	11,635		
	1,534	1,441		
非積立型制度の退職給付債務	4,962	522		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,428	919		
退職給付に係る負債	4,962	522		
退職給付に係る資産	1,534	1,441		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,428	919		

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	勤務費用	270	277	
利息費用	69	66		
期待運用収益	4	6		
数理計算上の差異の費用処理額	307	137		
過去勤務費用の費用処理額	-	-		
その他	-	-		
確定給付制度に係る退職給付費用	28	200		

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	過去勤務費用	-	-	
数理計算上の差異	214	199		
合計	214	199		

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	未認識過去勤務費用	-	-	
未認識数理計算上の差異	286	86		
合計	286	86		

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
債券	41%	41%
株式	7%	3%
一般勘定	23%	15%
その他	29%	41%
合計	100%	100%

(注) 当連結会計年度の年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が39%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.60%	0.60%
長期期待運用収益率	0.05%	0.08%

(注) 退職給付信託は2020年4月1日から運用を開始しているため、当連結会計年度の長期期待運用収益率は退職給付信託以外の年金資産にかかるものであります。

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出年金制度への要拠出額は、前連結会計年度239百万円、当連結会計年度239百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	4,407百万円	4,570百万円
貸倒引当金	4,090	3,881
その他有価証券評価差額金	1,210	1,820
退職給付に係る負債	1,043	1,090
有価証券償却	691	646
固定資産の減損損失	343	430
減価償却費	293	351
賞与引当金	298	219
睡眠預金払戻損失引当金	175	134
資産除去債務	87	82
未払事業税	65	50
その他	372	460
繰延税金資産小計	13,081	13,737
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	3,945	4,309
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,918	4,622
評価性引当額小計	7,864	8,931
繰延税金資産合計	5,216	4,805
繰延税金負債		
返還株式の評価益相当額	768	768
その他有価証券評価差額金	532	382
退職給付信託設定益	222	222
繰延ヘッジ損益	-	68
その他	22	25
繰延税金負債合計	1,545	1,467
繰延税金資産の純額	3,670百万円	3,338百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	1,298	413	13	2,407	224	49	4,407
評価性引当額	1,298	341	13	2,179	62	49	3,945
繰延税金資産	-	72	-	227	162	-	(2) 462

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(3)	413	-	2,407	224	-	1,524	4,570
評価性引当額	413	-	2,327	127	-	1,441	4,309
繰延税金資産	-	-	80	97	-	83	(4) 261

(3) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(4) 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	- %
評価性引当額の増減	11.9	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6	-
住民税均等割額	2.8	-
土地再評価差額金	0.2	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.7	-
その他	0.2	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.6%	- %

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失のため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約により建物を使用する一部の店舗及び事務所について、退去時に原状回復に係る義務を有していること、また、所有する一部の建物に使用されているアスベストについて除去義務を有していることより資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を6ヶ月から39年と見積もり、割引率は0.000%から2.379%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	266百万円	285百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	17百万円	17百万円
時の経過による調整額	2百万円	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	2百万円	37百万円
その他増減額(は減少)	- 百万円	1百万円
期末残高	285百万円	266百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に行う対象となっているものです。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は主に預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務等を行っており、「リース業」は、主に機械・器具備品等のリース取引を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	31,890	9,371	41,262	849	42,111	-	42,111
セグメント間の内部経常収益	321	306	627	78	706	706	-
計	32,211	9,678	41,889	928	42,817	706	42,111
セグメント利益	1,234	388	1,622	215	1,837	314	1,523
セグメント資産	2,112,634	26,466	2,139,101	11,261	2,150,362	34,615	2,115,746
その他の項目							
減価償却費	1,812	71	1,883	21	1,904	37	1,941
資金運用収益	23,073	3	23,076	91	23,168	95	23,073
資金調達費用	592	63	656	7	664	71	592
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,422	158	1,581	75	1,657	-	1,657

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務、債権回収業務等であります。

3. 調整額の主なものは次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 314百万円には、セグメント間取引消去 314百万円及び貸倒引当金調整額 0百万円が含まれております。

(2) セグメント資産及びその他の項目の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	27,127	9,715	36,843	803	37,646	-	37,646
セグメント間の内部経常収益	346	128	474	177	652	652	-
計	27,473	9,844	37,317	981	38,299	652	37,646
セグメント利益又は損失（ ）	3,273	236	3,036	146	2,890	319	3,209
セグメント資産	2,166,390	26,245	2,192,636	10,780	2,203,417	33,884	2,169,533
その他の項目							
減価償却費	1,639	63	1,703	10	1,713	172	1,885
資金運用収益	20,727	1	20,729	81	20,811	302	20,508
資金調達費用	398	66	465	8	473	68	404
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,055	117	1,172	1	1,174	-	1,174

（注）1．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務、債権回収業務等であります。

3．調整額の主なものは次のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額 319百万円には、セグメント間取引消去 345百万円及び貸倒引当金調整額26百万円が含まれております。

(2) セグメント資産及びその他の項目の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

4．セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の経常損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引等業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	19,789	5,074	6,361	9,371	1,513	42,111

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等 業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	19,009	1,684	6,491	9,715	745	37,646

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	20	-	20	-	20

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	768	-	768	38	806

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当期償却額	45	-	45	-	45
当期末残高	45	-	45	-	45

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当期償却額	45	-	45	-	45
当期末残高	-	-	-	-	-

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び
当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び
当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び
当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	3,896円49銭	3,459円62銭
1株当たり当期純利益(は1株当たり当期純損失)	25円79銭	273円36銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	21円25銭	-

(注) 1. 株式給付信託(BBT)制度に係る信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当行株式は、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数並びに期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度において417千株、当連結会計年度において384千株、期中平均株式数は、前連結会計年度において430千株、当連結会計年度において384千株であります。

2. 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	89,171	81,606
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	20,676	20,680
うち優先株式の払込金額	百万円	20,000	20,000
うち優先配当額	百万円	108	108
うち非支配株主持分	百万円	568	571
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	68,494	60,925
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	17,578	17,610

(2) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益(は1株当たり当期純損失)			
親会社株主に帰属する当期純利益(は親会社株主に帰属する当期純損失)	百万円	670	4,596
普通株主に帰属しない金額	百万円	217	217
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	108	108
うち中間優先配当額	百万円	108	108
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失)	百万円	453	4,814
普通株式の期中平均株式数	千株	17,567	17,610
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	217	-
うち優先配当額	百万円	217	-
普通株式増加数	千株	13,968	-
うち優先株式	千株	11,436	-
うち新株予約権付社債	千株	2,532	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(注) 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	1,900	52,295	-	-
借入金	1,900	52,295	0.01	2020年7月～ 2025年3月
1年以内に返済予定のリース債務	570	522	-	-
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	984	870	-	2021年4月～ 2027年1月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

なお、借入金のうち1,500百万円は、期間の定めがありません。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	6,345	120	120	44,115	95
リース債務(百万円)	522	381	229	151	71

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	9,688	18,972	28,154	37,646
税金等調整前四半期(当期)純利益 (は税金等調整前四半期(当期) 純損失)(百万円)	360	497	3,508	4,104
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益(は親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失)(百万円)	307	1,541	4,729	4,596
1株当たり四半期(当期)純利益 (は1株当たり四半期(当期) 純損失)(円)	17.46	93.70	274.72	273.36

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(は 1株当たり四半期純損失)(円)	17.46	111.16	181.02	1.36

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	296,077	270,004
現金	25,578	24,885
預け金	270,498	245,118
金銭の信託	16,820	19,956
有価証券	1, 7, 10 230,824	1, 7, 10 166,709
国債	110,869	-
地方債	-	24,457
社債	27,614	43,727
株式	17,758	16,528
その他の証券	74,582	81,995
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 11 1,537,721	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 11 1,679,936
割引手形	2,228	1,561
手形貸付	39,361	37,917
証書貸付	1,336,904	1,477,289
当座貸越	159,226	163,167
外国為替	1,187	1,612
外国他店預け	1,187	1,612
その他資産	11,319	12,098
前払費用	232	223
未収収益	1,322	1,137
先物取引差金勘定	159	-
金融派生商品	0	7
その他の資産	7 9,604	7 10,730
有形固定資産	9 14,975	9 13,773
建物	5,884	5,661
土地	7,100	6,751
建設仮勘定	162	9
その他の有形固定資産	1,827	1,350
無形固定資産	2,090	1,858
ソフトウェア	1,864	1,444
その他の無形固定資産	226	414
前払年金費用	1,289	1,383
繰延税金資産	3,377	2,949
支払承諾見返	8,869	8,962
貸倒引当金	11,919	12,802
投資損失引当金	-	51
資産の部合計	2,112,634	2,166,390

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
預金	7,197,717	7,198,736
当座預金	48,278	46,594
普通預金	1,059,871	1,111,353
貯蓄預金	55,085	55,567
通知預金	7,255	3,811
定期預金	789,202	746,093
その他の預金	12,022	21,316
譲渡性預金	34,683	35,169
借入金	-	50,100
借入金	7 -	7 50,100
外国為替	6	5
売渡外国為替	1	1
未払外国為替	5	3
その他負債	3,856	6,103
未決済為替借	20	3
未払法人税等	250	180
未払費用	755	630
前受収益	938	960
借入有価証券	-	1,145
金融派生商品	155	0
リース債務	87	68
資産除去債務	260	243
その他の負債	1,388	2,869
賞与引当金	947	687
退職給付引当金	4,996	543
役員株式給付引当金	412	401
睡眠預金払戻損失引当金	576	441
偶発損失引当金	210	181
再評価に係る繰延税金負債	435	405
支払承諾	8,869	8,962
負債の部合計	2,026,714	2,087,736

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
資本金	36,986	36,986
資本剰余金	31,589	31,589
資本準備金	21,986	21,986
その他資本剰余金	9,603	9,603
利益剰余金	20,604	15,508
利益準備金	1,644	1,759
その他利益剰余金	18,959	13,748
繰越利益剰余金	18,959	13,748
自己株式	1,290	1,225
株主資本合計	87,889	82,858
その他有価証券評価差額金	2,105	4,582
繰延ヘッジ損益	-	155
土地再評価差額金	135	222
評価・換算差額等合計	1,969	4,204
純資産の部合計	85,919	78,654
負債及び純資産の部合計	2,112,634	2,166,390

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益	32,211	27,473
資金運用収益	23,254	20,727
貸出金利息	19,756	18,992
有価証券利息配当金	3,369	1,612
コールローン利息	0	0
預け金利息	122	121
その他の受入利息	6	0
役務取引等収益	5,640	5,813
受入為替手数料	1,639	1,645
その他の役務収益	4,001	4,168
その他業務収益	1,556	482
外国為替売買益	3	1
商品有価証券売買益	0	0
国債等債券売却益	551	7
金融派生商品収益	-	96
その他の業務収益	1,000	376
その他経常収益	1,759	449
償却債権取立益	21	26
株式等売却益	1,368	202
その他の経常収益	369	219
経常費用	30,976	30,746
資金調達費用	587	398
預金利息	566	385
譲渡性預金利息	10	9
コールマネー利息	0	0
債券貸借取引支払利息	7	0
借用金利息	0	0
その他の支払利息	3	2
役務取引等費用	3,392	3,605
支払為替手数料	328	313
その他の役務費用	3,063	3,291
その他業務費用	3,072	3,069
国債等債券売却損	558	94
国債等債券償還損	346	2,922
金融派生商品費用	2,124	-
その他の業務費用	42	52
営業経費	21,960	20,844
その他経常費用	1,964	2,828
貸倒引当金繰入額	1,209	1,965
貸出金償却	2	1
株式等売却損	-	29
株式等償却	139	179
金銭の信託運用損	131	33
その他の経常費用	480	619
経常利益又は経常損失()	1,234	3,273

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
特別利益	-	7
固定資産処分益	-	7
特別損失	160	858
固定資産処分損	139	90
減損損失	20	768
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,074	4,125
法人税、住民税及び事業税	193	22
法人税等調整額	246	329
法人税等合計	440	306
当期純利益又は当期純損失()	634	4,432

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,456	19,463	20,920
当期変動額							
剰余金の配当						936	936
利益準備金の積立					187	187	-
当期純利益						634	634
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			-
土地再評価差額金の取崩						14	14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	0	0	187	503	316
当期末残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,644	18,959	20,604

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,426	88,069	1,279	121	1,400	89,469
当期変動額						
剰余金の配当		936				936
利益準備金の積立		-				-
当期純利益		634				634
自己株式の取得	4	4				4
自己株式の処分	140	140				140
土地再評価差額金の取崩		14		14	14	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			3,384		3,384	3,384
当期変動額合計	136	179	3,384	14	3,370	3,550
当期末残高	1,290	87,889	2,105	135	1,969	85,919

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,644	18,959	20,604
当期変動額							
剰余金の配当						577	577
利益準備金の積立					115	115	-
当期純損失（ ）						4,432	4,432
自己株式の取得							
自己株式の処分							
土地再評価差額金の取崩						86	86
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	115	5,211	5,095
当期末残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,759	13,748	15,508

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,290	87,889	2,105	-	135	1,969	85,919
当期変動額							
剰余金の配当		577					577
利益準備金の積立		-					-
当期純損失（ ）		4,432					4,432
自己株式の取得	1	1					1
自己株式の処分	66	66					66
土地再評価差額金の取崩		86			86	86	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,476	155		2,321	2,321
当期変動額合計	65	5,030	2,476	155	86	2,234	7,264
当期末残高	1,225	82,858	4,582	155	222	4,204	78,654

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 2年~50年

その他 : 2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年~8年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年3月17日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2010年事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してはりましたが、2011年事業年度から直接減額を行っておりません。当事業年度末における2010年事業年度までの当該直接減額した額の残高は1,021百万円(前事業年度末は1,180百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への当行株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り必要と認められる額を計上しております。

(7) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し必要と認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

その他有価証券のうち、保有する株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法として、信用取引等をヘッジ手段とする繰延ヘッジを適用しております。なお、ヘッジ有効性評価の方法については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを定期的に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかなものについては、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(3) 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する株式給付信託(BBT)に係る取引)

当行は、社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除きます。)及び執行役員(以下、あわせて「取締役等」といいます。)の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当行株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前事業年度845百万円、417千株、当事業年度778百万円、384千株であります。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い)

当行は、繰延税金資産及び繰延税金負債の額に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行にかかる税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)の取扱いにより、2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)の成立日以後に終了する事業年度であり実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」に関する必要な改廃を企業会計基準委員会が行うまでの間である当事業年度の決算において、グループ通算制度への移行及びグループ通算制度の移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、企業会計適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

貸倒引当金の見積り及び繰延税金資産の回収可能額の前提となる将来課税所得の見積りに当たって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、当行の主要営業地域においては短期的に収束することを前提としております。また、感染拡大に伴う経済活動の低迷が信用リスクに及ぼす影響については、政府のセーフティーネット、貸出債権の業種ポートフォリオ、地域特性等を勘案した結果、当事業年度においては限定的であると評価しております。

なお、上記における仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が短期的に収束せず、それによる経済活動の低迷が長期化した場合には、翌事業年度以降、信用リスクが拡大し、その結果、貸倒引当金が増加し、繰延税金資産の回収可能額が減少する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式	6,402百万円	6,406百万円
出資金	96百万円	89百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	1,212百万円	4,815百万円
延滞債権額	20,217百万円	16,096百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	-百万円	16百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	772百万円	1,100百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
合計額	22,202百万円	22,029百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	2,228百万円	1,561百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	30,237百万円	- 百万円
貸出金	- 百万円	94,983百万円
その他の資産	31百万円	31百万円
計	30,268百万円	95,014百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,304百万円	8,746百万円
借入金	- 百万円	50,100百万円

上記のほか、為替決済及び信用取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有価証券	2,000百万円	999百万円
その他の資産	7,000百万円	9,169百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
保証金	301百万円	680百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	345,687百万円	354,871百万円
うち原契約期間が1年以内のもの(又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの)	335,348百万円	346,691百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額 (当該事業年度の圧縮記帳額)	2,472百万円 (- 百万円)	2,435百万円 (- 百万円)

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	20,023百万円	21,877百万円

11. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	5百万円	- 百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式6,406百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式6,402百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	4,344百万円	4,570百万円
貸倒引当金	3,693	3,460
その他有価証券評価差額金	1,210	1,820
退職給付引当金	1,128	1,114
有価証券償却	691	643
固定資産の減損損失	343	422
減価償却費	290	348
賞与引当金	288	209
睡眠預金払戻損失引当金	175	134
資産除去債務	79	74
未払事業税	58	39
その他	375	454
繰延税金資産小計	12,680	13,291
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	3,882	4,309
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,881	4,569
評価性引当額小計	7,763	8,878
繰延税金資産合計	4,917	4,413
繰延税金負債		
退職給付信託返還資産評価益	768	768
その他有価証券評価差額金	531	382
退職給付信託設定益	222	222
繰延ヘッジ損益	-	68
その他	17	22
繰延税金負債合計	1,539	1,463
繰延税金資産の純額	3,377百万円	2,949百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.4%	- %
(調整)		
評価性引当額の増減	14.0	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.8	-
住民税均等割額	3.2	-
土地再評価差額金	0.3	-
連結納税適用による影響	2.7	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	8.2	-
その他	1.4	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.9%	- %

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	16,802	372	622 (211)	16,552	10,891	350	5,661
土地	7,100	-	348 (308)	6,751	-	-	6,751
	<466>		< 67>	<533>			
建設仮勘定	162	170	323	9	-	-	9
その他の有形固定資産	9,695	809	1,129 (204)	9,375	8,025	561	1,350
	<106>		<11>	<94>			
有形固定資産計	33,761	1,352	2,423 (725)	32,690	18,916	911	13,773
	<572>		< 55>	<627>			
無形固定資産							
ソフトウェア	9,473	331	2,716	7,089	5,644	709	1,444
その他の無形固定資産	604	337	369	571	157	18	414
無形固定資産計	10,078	669	3,086	7,661	5,802	728	1,858

(注) 1. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

2. 「当期首残高」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄の< >内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。なお、「当期減少額」は土地の売却及び減損損失の計上によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	11,919	12,802	1,082	10,837	12,802
一般貸倒引当金	5,059	5,832	-	5,059	5,832
個別貸倒引当金	6,860	6,970	1,082	5,778	6,970
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
投資損失引当金	-	51	-	-	51
賞与引当金	947	687	947	-	687
睡眠預金払戻損失引当金	576	441	246	330	441
偶発損失引当金	210	181	-	210	181
役員株式給付引当金	412	62	72	1	401
計	14,066	14,226	2,349	11,379	14,564

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金 洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金 洗替による取崩額
- 睡眠預金払戻損失引当金 洗替による取崩額
- 偶発損失引当金 洗替による取崩額
- 役員株式給付引当金 給付による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	250	410	480	-	180
未払法人税等	59	50	59	-	50
未払事業税	191	360	421	-	129

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、青森県青森市において発行する東奥日報および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 なお、電子公告は当行のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.michinokubank.co.jp/
株主に対する特典	カタログギフト

(注) 1. 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年6月9日 法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取扱は、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|-----------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第47期）（自2018年4月1日 至2019年3月31日） | 2019年6月25日 関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書
事業年度（第47期）（自2018年4月1日 至2019年3月31日） | 2019年6月25日 関東財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書及び確認書
第48期第1四半期（自2019年4月1日 至2019年6月30日） | 2019年8月8日 関東財務局長に提出 |
| 第48期第2四半期（自2019年7月1日 至2019年9月30日） | 2019年11月22日 関東財務局長に提出 |
| 第48期第3四半期（自2019年10月1日 至2019年12月31日） | 2020年2月7日 関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
による（株主総会における議決権行使の結果の開示に伴う提出） | 2019年7月1日 関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月19日

株式会社 みちのく銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真 敏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社みちのく銀行の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社みちのく銀行が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月19日

株式会社 みちのく銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 真 敏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。